

川西市 産業ビジョン

川西市



はじめに

本市では、平成25年度を初年度とする「第5次川西市総合計画」の策定にあわせて、このたび、本市の産業振興の指針となる「川西市産業ビジョン」を策定しました。



本市は、高度経済成長期に、中北部地域における大規模団地の開発や南部地域の川西能勢口駅周辺地区における市街地再開発事業などにより、大都市近郊の住宅都市として飛躍的に発展し、当時の人口伸び率は全国でも有数となりました。

しかしながら、近年では、これまでの都市の成長や拡大が前提のまちづくりとは異なり、人口減少や超高齢社会の到来を背景に、新たな価値観への転換が求められており、各産業分野における後継者不足や消費者ニーズの多様化など、さまざまな問題が産業活動に影響を及ぼしています。

こうした中、本産業ビジョンでは、三つの基本方針を定め、活気とにぎわいのあるまちづくりなどを通じて産業振興を図ることにより、新総合計画で示されている「暮らしの方向性」のうち、「市民がにぎわいを支える利便性と魅力・楽しみにあふれたまち」の目標を実現することとしております。

本産業ビジョン策定にあたりましては、今ある資源を効率的・効果的に活用するとともに、施策の選択と集中を図ることに留意いたしました。今後は、行政はもとより、民間事業者、関係団体、市民などが主体的かつ連携しながら、本産業ビジョンに掲げる施策を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、産業振興に関わるすべての方々の積極的な参画をお願いいたします。

最後になりましたが、「川西市産業ビジョン推進委員会」委員の皆さま、産業ビジョン策定に、多大なご協力をいただきました関係者の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今後ともご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

川西市長 大塩民生



目次

第1章 産業ビジョンの基本的な考え方	2
1. 策定の背景と目的	2
2. 産業ビジョンの期間	3
第2章 産業をとりまく現状と課題	4
1. 産業の現状	4
2. 産業分野別にみた現状と課題	13
(1) 商業の現状と課題	13
(2) 工業の現状と課題	18
(3) 農業の現状と課題	21
第3章 産業振興の基本方針と取り組み	24
産業ビジョンの体系	26
基本方針1 地域の特性を生かした都市型産業の構築などによる地域経済の活性化	28
1-1. 起業・就労支援体制の整備	28
1-2. 経営環境の改善等による商工業の活性化	29
基本方針2 地域貢献・社会貢献の推進による産業の振興	32
2-1. コミュニティの活性化を図る地域貢献活動の推進	32
2-2. 企業による社会貢献活動等への取り組み	33
2-3. 農地の保全	34
基本方針3 市民参画型のにぎわいのあるまちづくりによる川西の新しい魅力の創出	37
3-1. 中心市街地と各地域の商業集積地におけるにぎわいの創出	37
3-2. 地産地消の推進による都市近郊型農業の振興	39
3-3. 特産物、特産品等を活用した情報発信	40
産業ビジョンにおける各主体の主な役割	43
第4章 産業ビジョンの推進	45
1. 推進体制	45
2. 取り組みの進行管理	46
資料編	47

第1章 産業ビジョンの基本的な考え方

1. 策定の背景と目的

川西市は、高度経済成長期において大都市への人口・産業の急激な集中とその外延的拡大に伴い、いわゆる大都市郊外都市の典型として発展し、市中北部の丘陵地ではニュータウンの開発が相次いで行われました。その結果、人口の伸び率は全国でも有数の値を示しました。

しかしながら、高度成長期やバブル経済期の右肩上がりの経済成長から、人口減少や超高齢社会の到来により、これまでの都市の成長や拡大が前提のまちづくりとは異なる価値観への転換が求められ、各産業分野における後継者不足や消費者ニーズの多様化など、様々な問題が産業活動にも影響を及ぼしています。

また、産業をとりまく社会情勢は、今、大きな転換期を迎え、長期化する景気の低迷や円高基調、アジアをはじめとする新興国の台頭や貿易自由化への流れなどの中で、経済のグローバル化はますます進展し、こうした世界経済の動きが日本経済や地域経済の景気を直接左右する要因となっています。

本市においても、経済不況の影響はもちろんのこと、近隣地域への大型商業施設の進出などによる地域商業の衰退をはじめ、全国的な製造業の不振から工業事業所が減少傾向にあるほか、農業では、従事者の高齢化などが原因で農地の放棄・転用が進んでいます。このような状況から、今後、本市産業の安定的な発展をめざすには、時代の変化に対応した産業振興を図る必要があります。

これまで、平成15年3月に策定した「川西市産業ビジョン」に基づき、短期・中期・長期の戦略を定め、産業振興に取り組んできたところですが、その最終年度を迎えたことから、これまでの取り組みを総括するとともに、本市産業の現状や課題を把握したうえで、平成25年度から始まる「第5次川西市総合計画」の策定にあわせて、新たな「川西市産業ビジョン」を策定しました。

本産業ビジョンでは、行政はもとより、民間事業者、関係団体、市民など、本市の産業振興に関わるすべての人が、主体的かつ連携して取り組んでいくため、産業振興の基本方針や重点取り組み、事業の展開を体系的に定めることを目的としています。

第5次川西市総合計画で示されている産業振興に関する施策の方向性は、以下のとおりです。

●第5次川西市総合計画（抜粋）

暮らしの方向性

「暮らし」におけるまちづくりの方向性は、本市の資源でもある豊かな自然と、そこに暮らす人との共生を基本として、持続可能な都市基盤の維持を行い人口年齢バランスに配慮するために若年層の流入・定住を促進していきます。

また活力あるまちづくりを進めて行くために、地域経済の活性化を市民と共に支え、利便性とにぎわいにあふれた、あらゆる世代が住みよさを実感するまちをめざします。

ライフシーンと目標 **にぎわう**

～市民がにぎわいを支える 利便性と魅力・楽しみにあふれたまち～

中心市街地と地域商業、都市農業、工業エリアといった産業の配置と役割分担により、利便性と魅力を備えた地域産業の形成とそれを支える市民の役割が重要です。

また、市民が誇りに思い大切に育んできた地域資源を活用し、観光事業を有機的に展開することで、各産業への波及効果が期待できます。

さらに、幅広い世代が芸術、文化、スポーツ、レジャーなどを楽しむことを通じて、心豊かで健康を促進していくことが重要です。また、市民のみならず、市外からも人が訪れ、楽しむことができる空間、集う人が楽しみを創り出すことができる環境をめざします。



2. 産業ビジョンの期間

本産業ビジョンは、計画期間を、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

ただし、社会経済の動向等を見極めつつ、必要に応じて適宜内容を見直すこととします。

第2章 産業をとりまく現状と課題

1. 産業の現状

本市の人口は、平成24年9月末現在で160,875人となり、平成22年住民基本台帳人口と比べ微減で、将来的にも減少していくことが予測されています。このような人口の動向や少子・高齢化の進行が、個人消費や住宅投資など需要面でのマイナス作用に加え、地域経済を支える生産年齢人口の減少といった問題を引き起こす要因となっています。

また、本市の産業は、住宅都市として発展してきた経緯から、サービス業及び卸売・小売業、不動産業が、事業所数の8割、総生産額の6割以上を占めています。

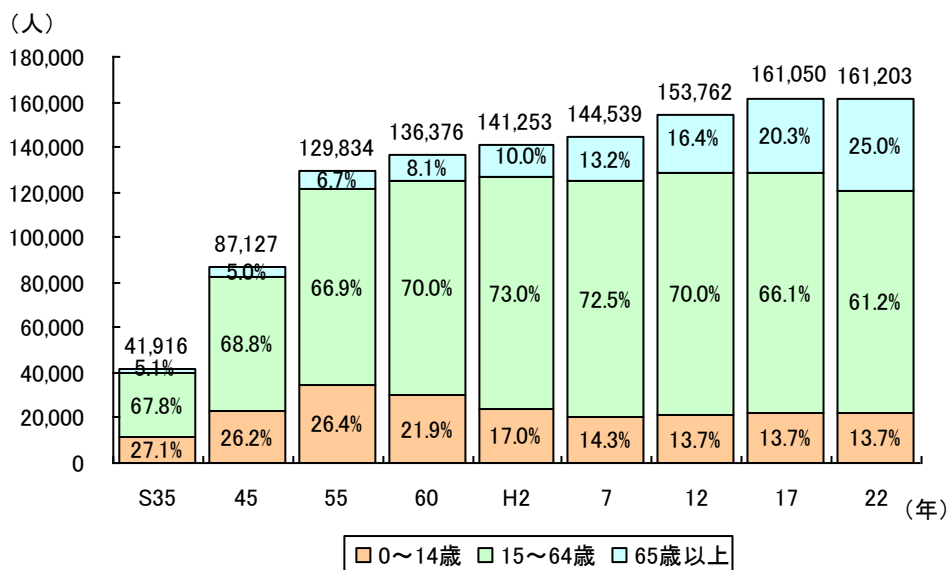
市内総生産（※）の推移をみると、平成20年のリーマンショックの影響を受け、総生産額が急激に落ち込みましたが、平成22年は若干持ち直しています。

さらに、産業別では、製造業において、総生産額、事業所数及び従業者数のいずれも減少が目立つとともに、卸売・小売業においても同様の傾向がみられる一方で、不動産業とサービス業については、市内全体の総生産額に占める割合を維持する傾向がみられます。

① 人口

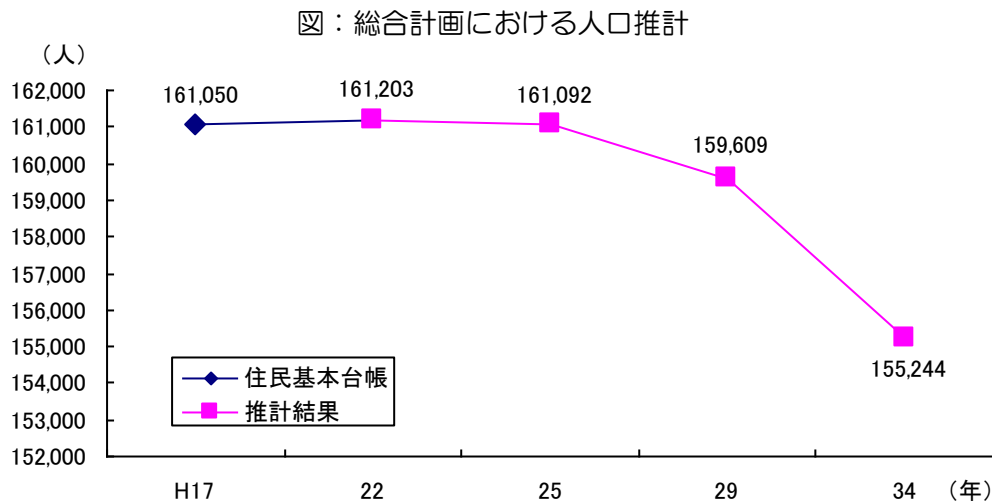
人口は昭和30年代中頃から急増し、平成12年までは増加傾向にありましたが、平成17年以降は約16万人で推移し、現在は微減の状況となっています。また、15歳未満の年少人口が減少、65歳以上の高齢者人口は急速に増加しており、少子・高齢化が進行しています。

図：総人口及び年齢構成別人口の推移



資料：昭和35年～平成12年は「国勢調査」、平成17年、22年は「住民基本台帳」及び「外国人登録人口」（各年10月1日）

本産業ビジョンの終期である平成 29 年度における人口推計は、概ね 159,600 人となっています。全国的にも人口減少、少子・高齢化が進行する中であって、本市においてもその影響は避けることができず、その後も、人口減少が進むと見込まれることから、生産年齢人口も減少することが予想されます。



資料：市政策課

② 土地利用

本市の面積は、5,344ha で、市街化区域が 2,303ha（構成比：43%）、市街化調整区域が、3,041ha（構成比：57%）となっています。

市街化区域内での産業に係る用途地域は、近隣商業地域 80.7ha（構成比：3.5%）、商業地域 17.6ha（構成比：0.8%）、準工業地域 102.4ha（構成比：4.4%）、工業地域 40.7ha（構成比：1.8%）となっており、全体で 10.5%を占めています。

近隣都市と比較すると、宝塚市に類似し、伊丹市、三田市及び池田市に比べ、工業系の用途地域の割合が低くなっており、住宅都市としての特徴があらわれています。

表：都市計画の状況

(平成 23 年度末現在)

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
都 市 計 画 区 域	5,344	100
市 街 化 区 域	2,303	43
市 街 化 調 整 区 域	3,041	57

資料：市都市計画課

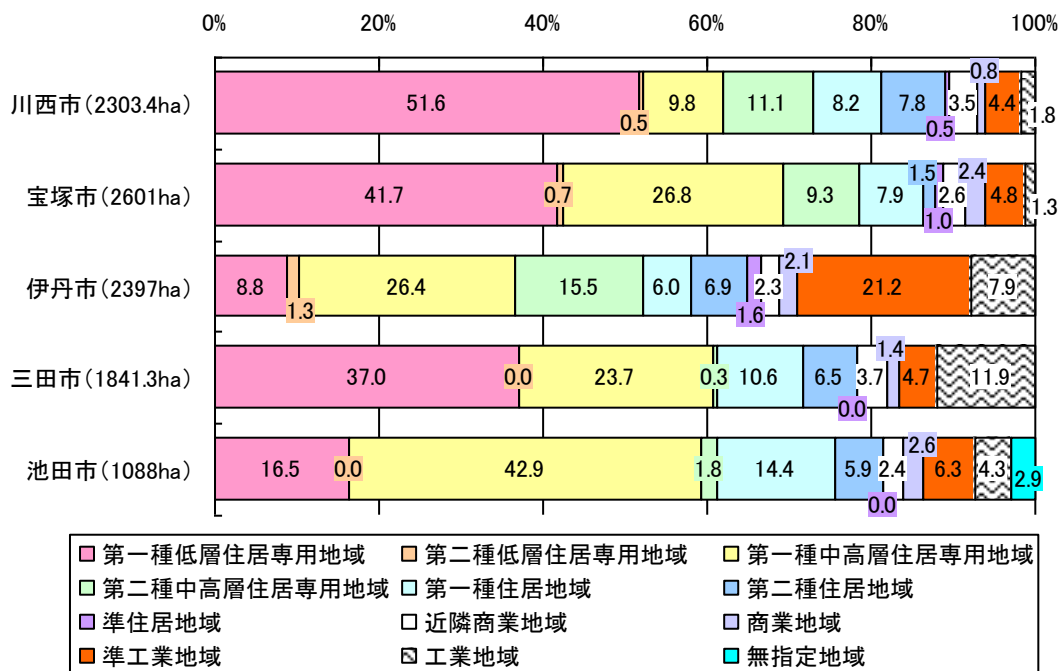
※市内総生産：1年間に市内で行われた各経済活動部門の生産活動によって、新たに生み出された付加価値を貨幣価値で評価したもの。

表：川西市の用途地域の状況

用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	1,188.0	51.6
第二種低層住居専用地域	11.3	0.5
第一種中高層住居専用地域	226.8	9.8
第二種中高層住居専用地域	255.0	11.1
第一種住居地域	189.6	8.2
第二種住居地域	178.9	7.8
準住居地域	12.4	0.5
近隣商業地域	80.7	3.5
商業地域	17.6	0.8
準工業地域	102.4	4.4
工業地域	40.7	1.8
工業専用地域	-	0.0
合計	2,303	100

資料：市都市計画課

図：近隣都市の用途地域の状況



資料：各市統計書

③ 交通特性

中心市街地には、阪急電鉄及び能勢電鉄の川西能勢口駅、JR西日本の川西池田駅、阪急バスのターミナルといった公共交通機関が集まり、交通の結節点として、多くの乗降客があります。

また、市南部地域には阪神高速道路や中国自動車道が通っており、市北部地域にも、新名神高速道路のインターチェンジの建設が予定されていることから、道路網も整備された状態です。

加えて、至近距離に、大阪国際空港があり、生活や産業において非常に利用環境が整っています。

表：阪急電鉄各駅の1日の乗降客数の推移

(単位：人)

年次	川西能勢口				雲雀丘花屋敷				川西能勢口通過	
	乗車		降車		乗車		降車			
	定期	定期外	定期	定期外	定期	定期外	定期	定期外	定期	定期外
平成19年	10,548	13,395	11,773	14,686	3,148	2,910	3,081	2,910	23,559	15,340
平成20年	10,447	13,382	11,619	14,529	3,139	2,900	3,000	2,987	23,816	15,851
平成21年	10,165	12,877	10,782	13,434	3,190	2,741	3,076	2,831	20,005	13,671
平成22年	9,694	13,220	10,564	14,263	2,940	3,075	2,806	3,159	18,687	14,335
平成23年	9,689	12,853	10,582	13,758	3,130	2,921	3,023	2,985	18,356	14,278

注：川西能勢口駅の乗降人員には、川西能勢口駅発一能勢線内着人員、及び、能勢線内発一川西能勢口駅着人員を含まない。川西能勢口駅通過の人員は、阪急一能勢を直通で移動した人員数。

資料：阪急電鉄(株)都市交通事業本部

表：能勢電鉄 川西能勢口駅の1日の乗降客数の推移

(単位：人)

年度	乗車		降車	
	定期	定期外	定期	定期外
平成19年度	14,791	10,693	16,130	11,077
平成20年度	14,505	10,940	15,641	11,188
平成21年度	13,981	10,804	14,925	10,790
平成22年度	12,458	10,697	13,335	10,984
平成23年度	12,761	10,442	13,622	10,610

資料：能勢電鉄(株)

表：JR西日本各駅の1日の平均乗車人員の推移

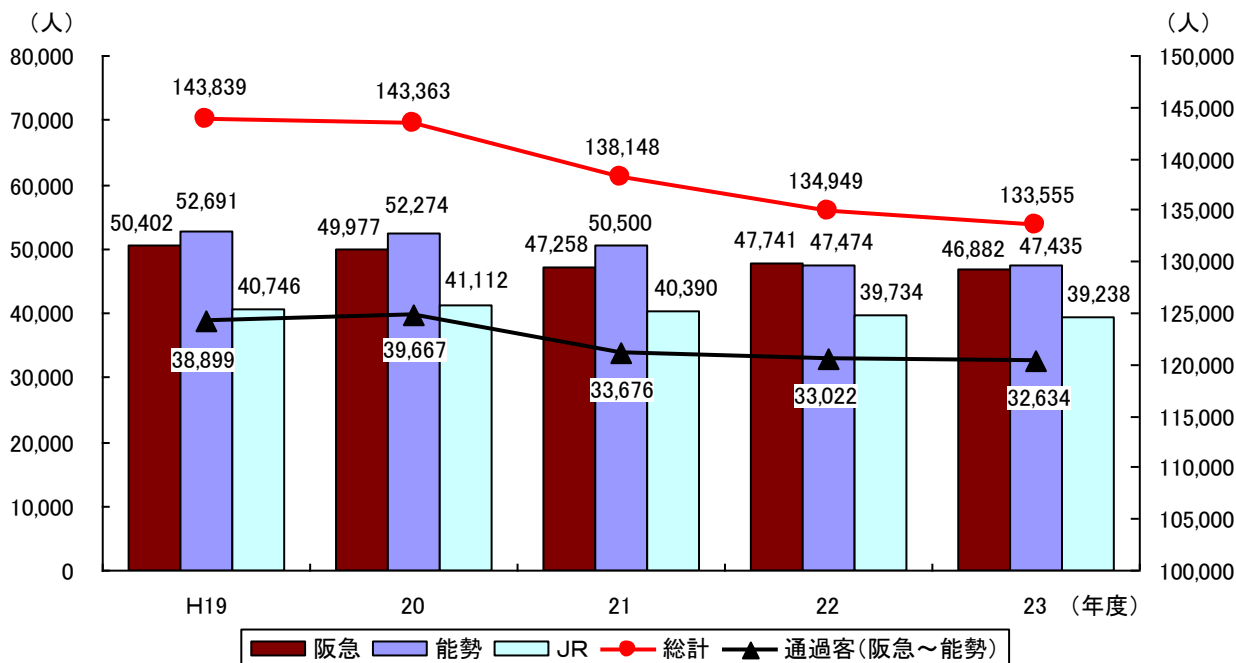
(単位：人)

年度	川西池田			北伊丹		
	合計	定期	定期外	合計	定期	定期外
平成19年	20,373	14,347	6,026	5,008	3,640	1,368
平成20年	20,555	14,583	5,973	4,977	3,670	1,307
平成21年	20,195	14,419	5,776	4,756	3,527	1,229
平成22年	19,867	14,140	5,727	5,050	3,815	1,235
平成23年	19,619	13,961	5,658	5,125	3,879	1,247

注：定期乗車券有効枚数は2ヶ月前実績(例 5月分計上→3月分実績である)。合計は四捨五入の関係で合わない。

資料：JR西日本

図：鉄道（阪急電鉄・能勢電鉄・JR西日本）の乗降客数の推移



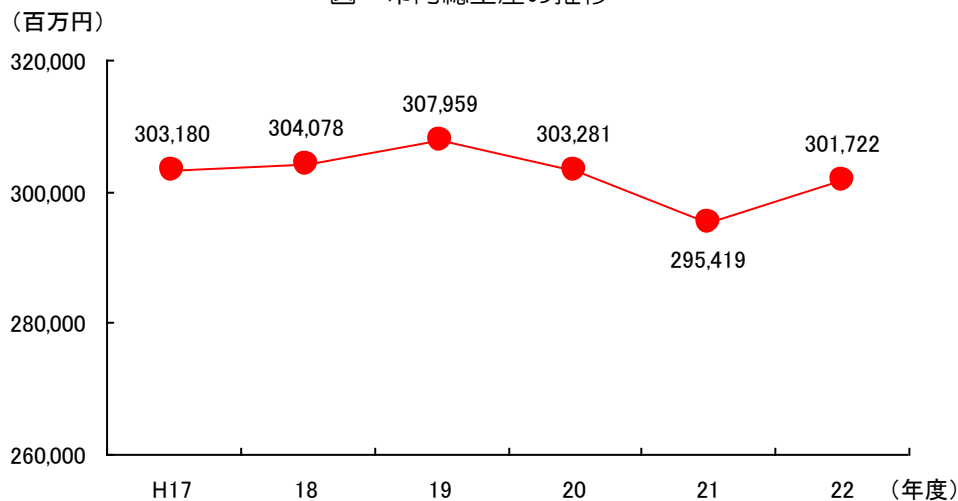
注：P7の「JR西日本各駅の1日の平均乗車人員の推移」における川西池田駅の数値は乗車人数のみのため、その数値を2倍して掲載。

資料：市統計要覧

④ 市内総生産の推移

市内総生産の推移をみると、平成19年度まではゆるやかな増加傾向にありましたが、平成20年度以降減少に転じ、平成22年度には若干持ち直すものの、全体としては減少傾向にあります。これは、平成20年9月のリーマンショック以降、全国的に経済活動が急速に悪化したことが大きく影響しているといえます。

図：市内総生産の推移

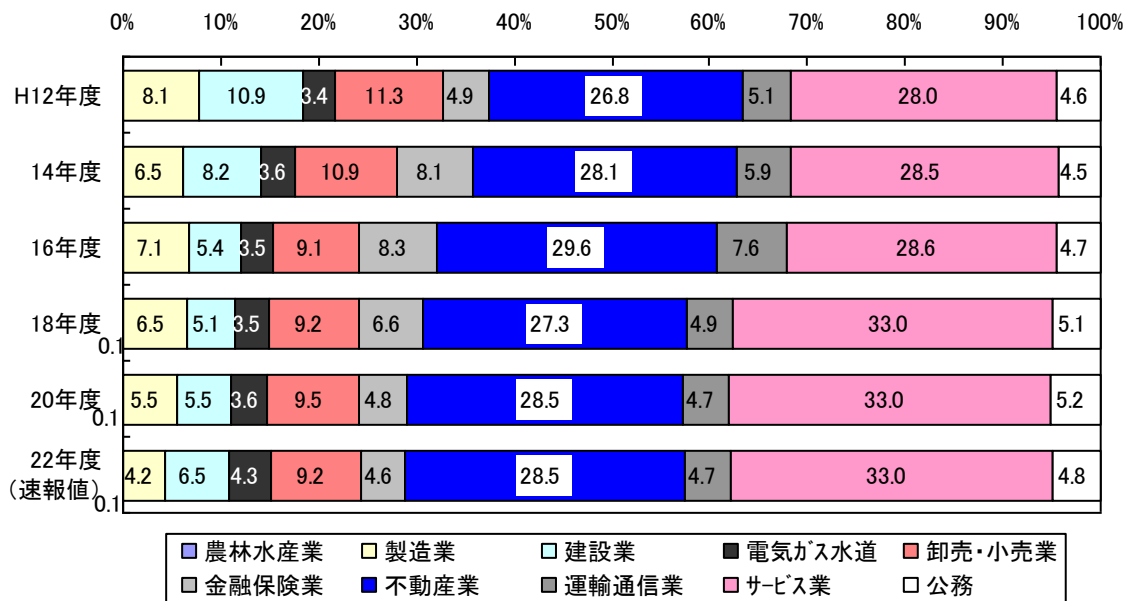


資料：「市町民経済計算（兵庫県）」（平成22年度）市内総生産速報値

市内総生産の構成比は、「不動産業」と「サービス業」がそれぞれ約3割を占めています。「サービス業」は平成18年度から横ばいを続けていますが、「製造業」は年々減少傾向にあります。

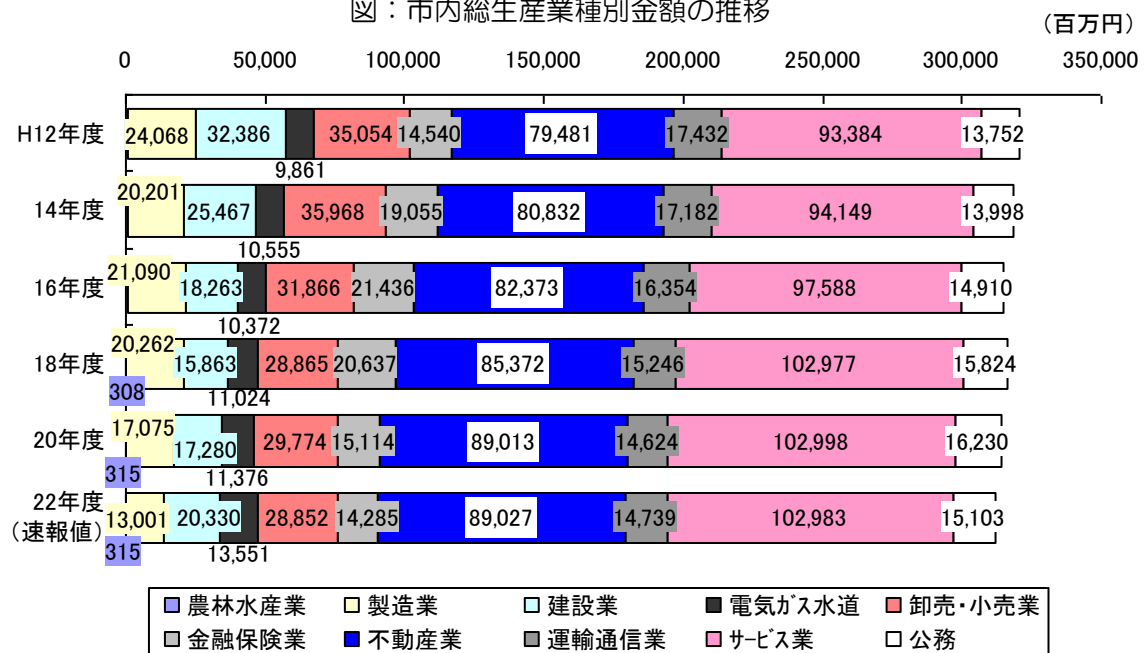
寄与度(※)をみると、兵庫県、阪神北地域、川西市のいずれにもおいても「製造業」がマイナスに大きく寄与しています。本市では、「建設業」「卸売・小売業」がマイナスに寄与しており、「不動産業」と「サービス業」のみがプラスに寄与しています。

図：市内総生産構成比の推移



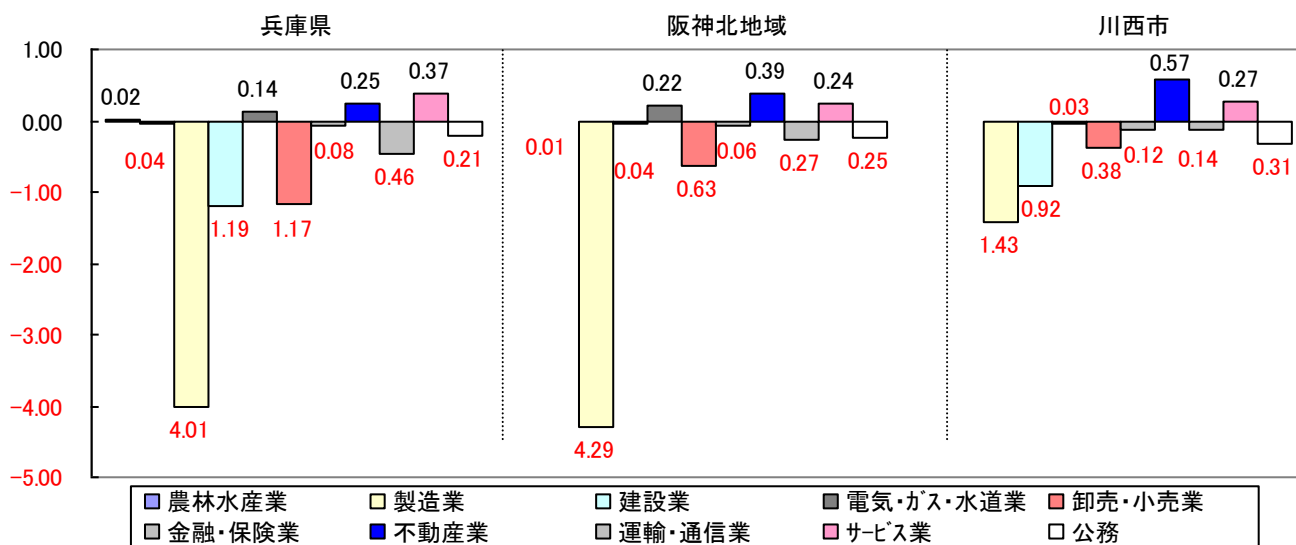
資料：兵庫県市町村内総生産統計表

図：市内総生産業種別金額の推移



資料：兵庫県市町村内総生産統計表

図：寄与度の状況（平成19年度）

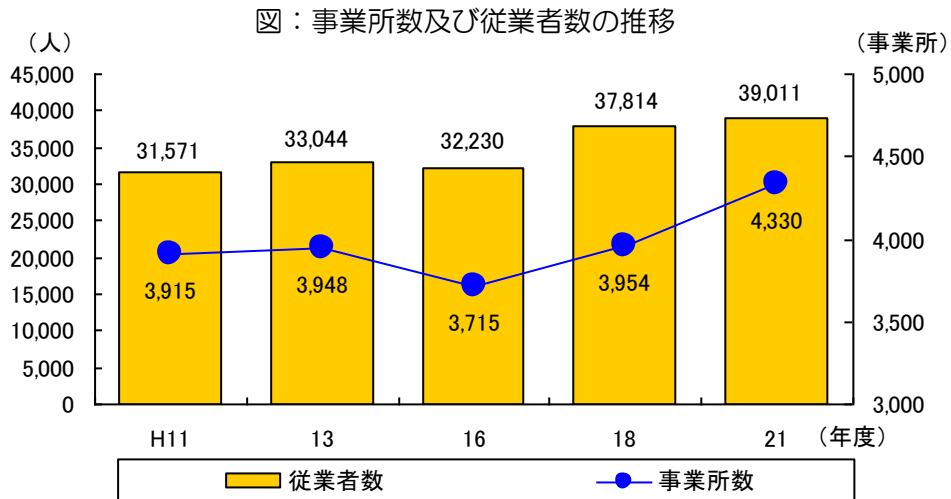


資料：兵庫県市町村内総生産統計表

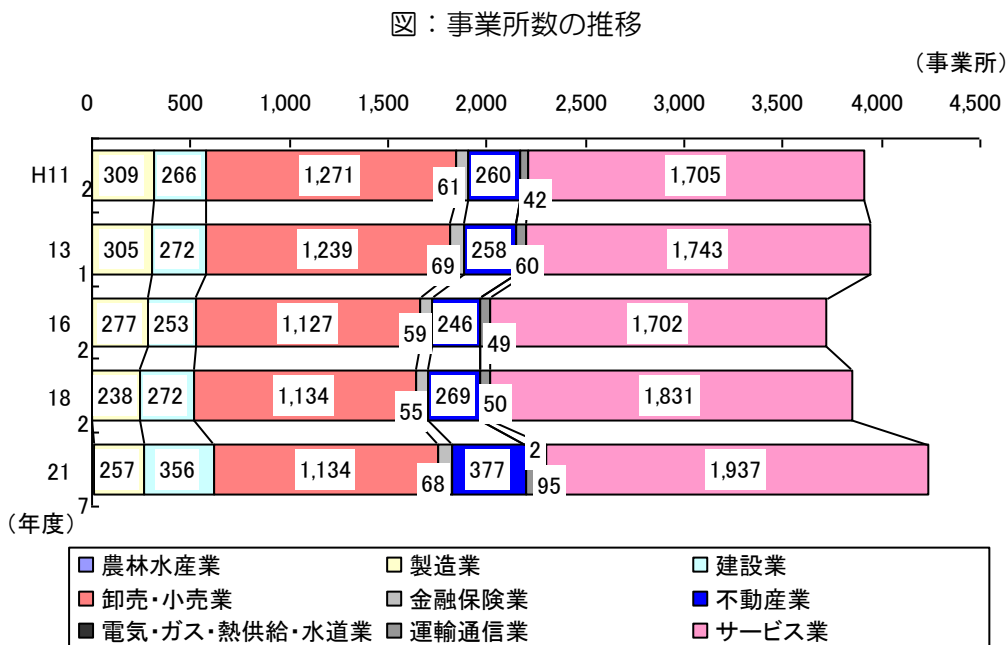
寄与度：全体の総生産額の増加に各項目がどれだけ寄与したかをみる指標のこと。上記の寄与度は兵庫県内総生産、阪神北地域内総生産、川西市内総生産の増加に各業種がどれだけ貢献したかを示している。

⑤ 事業所数及び従業者数の推移

事業所数及び従業者数の推移をみると、ともに平成16年度から増加傾向にあります。平成21年度の事業所数では、「サービス業」が1,937事業所で最も多く、次いで、「卸売・小売業」1,134事業所、「不動産業」377事業所、「建設業」356事業所と続きます。その推移をみると、「卸売・小売業」は横ばい、「建設業」、「不動産業」、「サービス業」は増加しています。



資料：平成18年度までは事業所・企業統計調査、平成21年度は経済センサス基礎調査（公務除く）



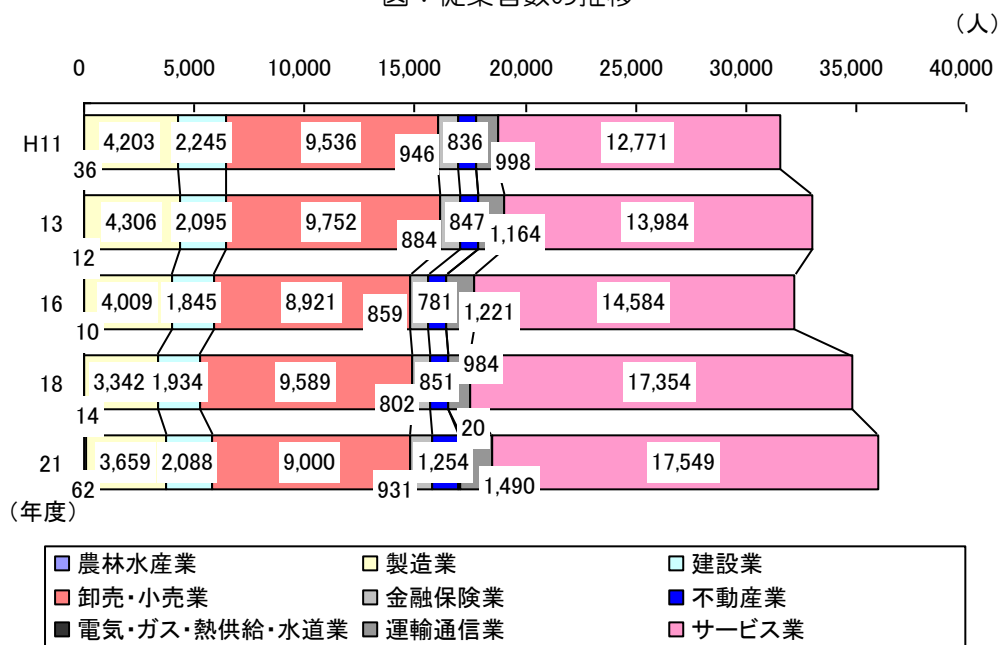
注：事業所・企業統計調査と経済センサス基礎調査では産業種別が異なる部分がある。

サービス業は、飲食店・宿泊、医療・福祉、教育・学習支援、複合サービス、その他サービス業を含む。

資料：平成18年度までは事業所・企業統計調査、平成21年度は経済センサス基礎調査（公務除く）

平成21年度の従業者数は、「サービス業」が最も多く、全体の5割を占めており、次に「卸売・小売業」が2割強となっています。その推移をみると、全体的に増加傾向にありますが、「卸売・小売業」は、減少傾向となっています。

図：従業者数の推移



注：事業所・企業統計調査と経済センサス基礎調査では産業種別が異なる部分がある。

サービス業は、飲食店・宿泊、医療・福祉、教育・学習支援、複合サービス、その他サービス業を含む。

資料：平成18年度までは事業所・企業統計調査、平成21年度は経済センサス基礎調査（公務除く）

2. 産業分野別にみた現状と課題

(1) 商業の現状と課題

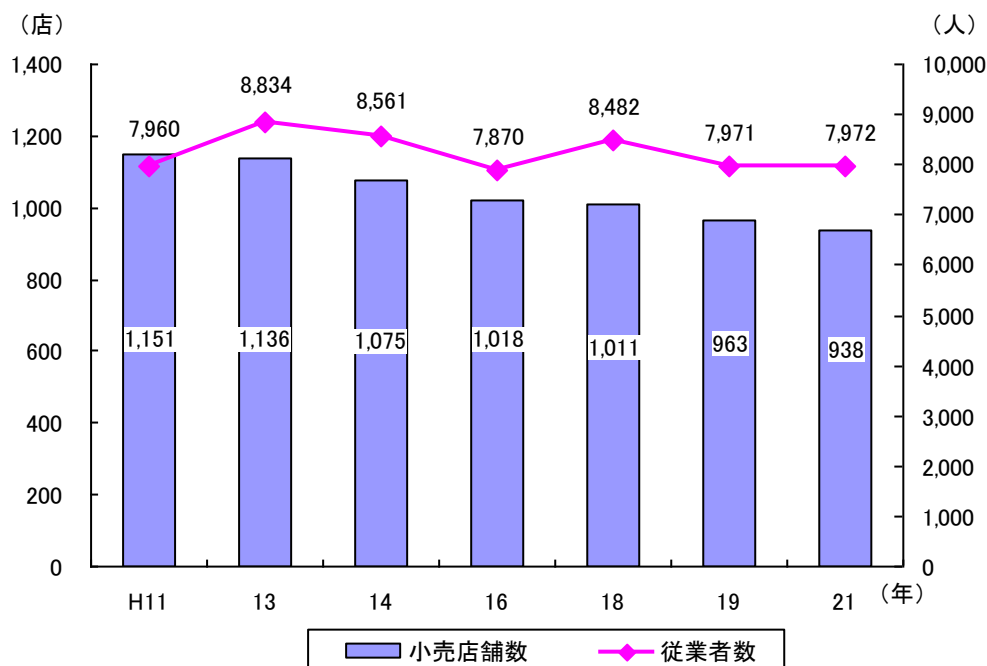
【商業の現状】

本市の商業は、昭和48年頃より、川西能勢口駅周辺において、駅前再開発事業などが進み、「小売業」、「サービス業」といった第3次産業を中心に発展を遂げてきました。現在では、近隣他都市への大規模小売店舗の相次ぐ進出や世界的規模の景気低迷等により、商業者が経営不振に陥るとともに、店主の高齢化や後継者不足により地域に根ざした商業が衰退傾向にあります。

① 小売店舗数及び従業者数の推移

小売店舗数及び従業者数の推移をみると、平成11年から店舗数の減少傾向は歯止めがかからないものの、従業者数は横ばい状態となっています。

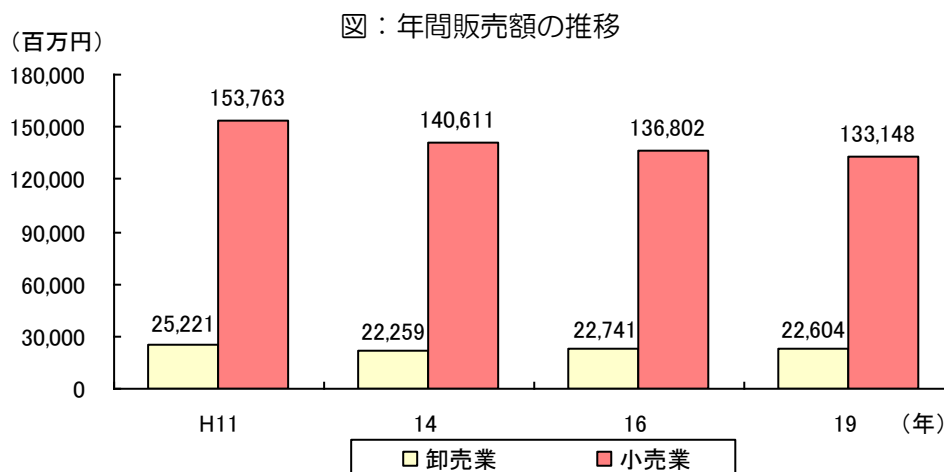
図：小売店舗数及び従業者数の推移



資料：商業統計調査（H11・H14・H16・H19）、事業所・企業統計調査（H13・H18）、
経済センサス基礎調査（H21）

② 年間販売額の推移

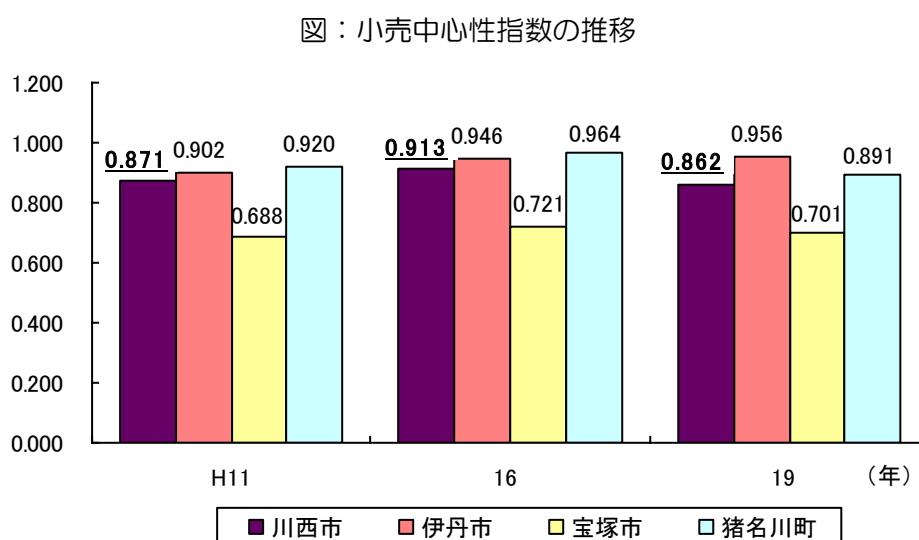
年間販売額の推移をみると、「卸売業」は横ばい状態、「小売業」は減少傾向にあり、平成19年には、「卸売業」で226億400万円、「小売業」で1,331億4,800万円となっています。



資料：商業統計調査

③ 商業の購買吸引力（小売中心性指数※）の動向

平成19年の兵庫県における川西市の小売中心性指数は0.862で、平成16年の0.913より0.051ポイント減少しています。



資料：商業統計調査

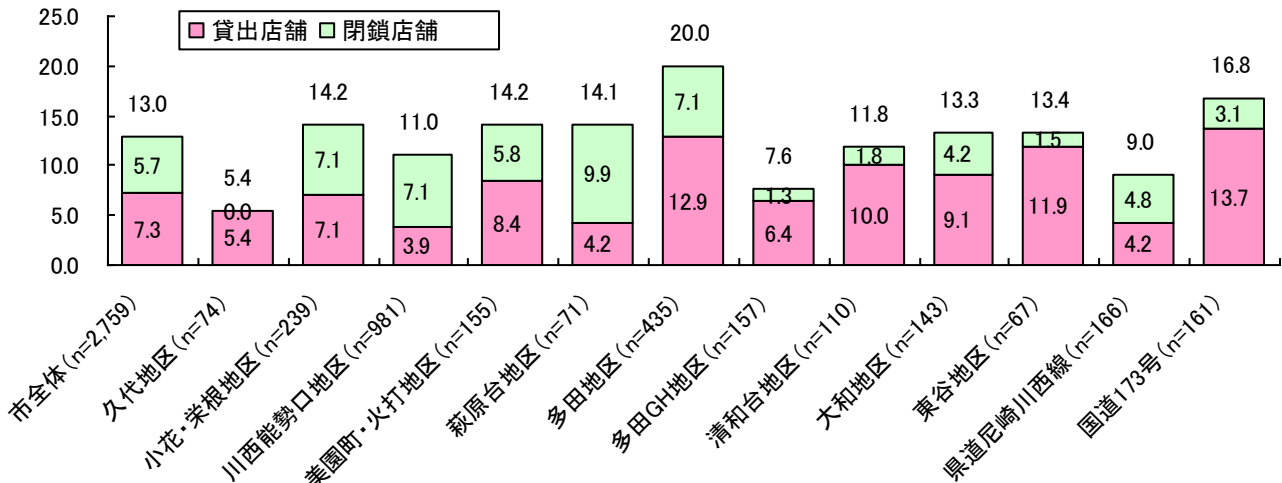
※小売中心性指数：地域が買い物客を引き付ける力を表す指標。1以上の場合は、外部から買い物客を引き付け、1未満の場合は外部に流出しているとされる。

$$\text{小売中心性指数} = \frac{\text{市内小売業年間販売額} / \text{市の人口}}{\text{兵庫県内小売業年間販売額} / \text{県の人口}}$$

④ 空き店舗の状況

平成23年度の地域別の空き店舗率（「閉鎖店舗」及び「貸出店舗」の割合）をみると、多田地区が20.0%と最も高く、国道173号（16.8%）、小花・栄根地区と美園町・火打地区（ともに14.2%）が続いて高くなっています。

図：市全体およびエリア別の空き店舗の状況

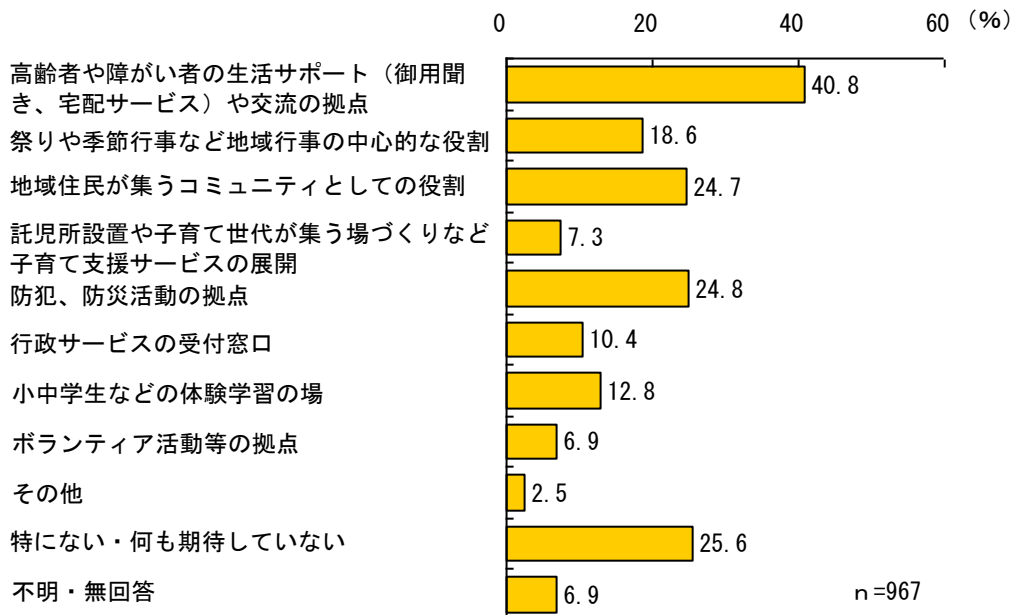


資料：川西市空き店舗・空き工場等実態調査（平成23年度調査）

⑤ 買い物以外で個人商店等に期待すること

近所の個人商店や商店会に買い物以外で期待することは、「高齢者や障がい者の生活サポート（御用聞き、宅配サービス）や交流の拠点」が40.8%で最も高く、「防犯、防災活動の拠点」、「地域住民が集うコミュニティとしての役割」と続いています。

図：買い物以外で期待すること



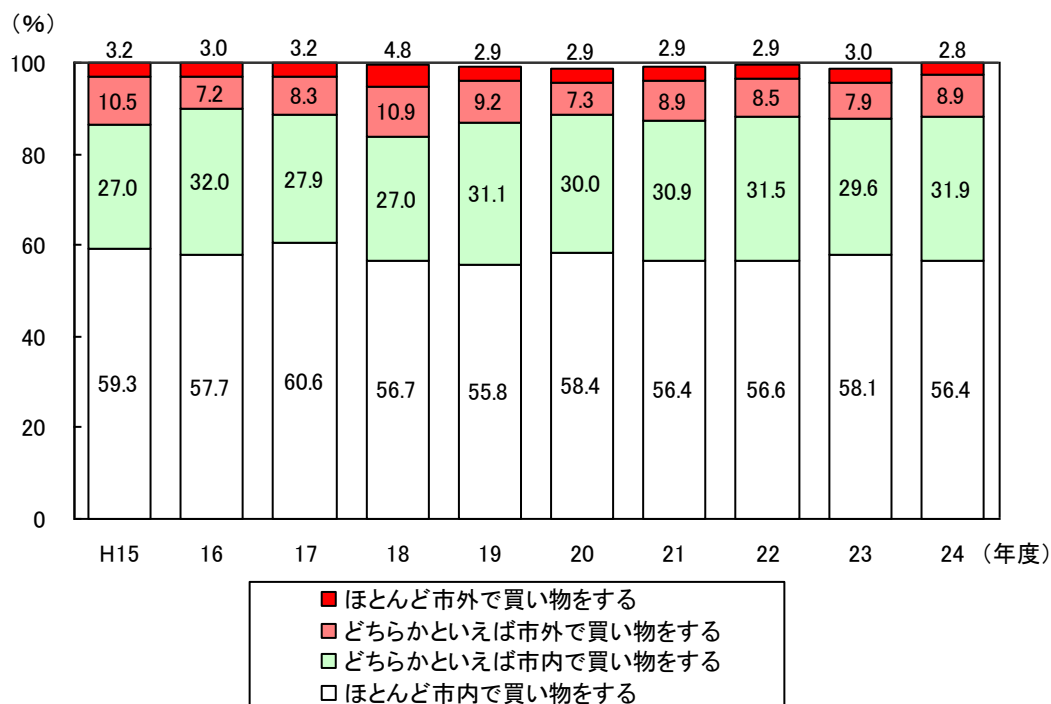
資料：川西市商店街等活性化調査（平成21年度調査）

⑥ 市内での買い物状況

市内での買い物状況をみると、5割以上の市民が「ほとんど市内で買い物をする」と回答しており、「どちらかといえば市内で買い物をする」と合計すると、概ね9割の市民が市内で買い物をすると回答しています。

その一方で、「ほとんど市外で買い物をする」と「どちらかといえば市外で買い物をする」の割合は、約1割強の数値で推移しています。

図：市民の買い物状況の推移



注：総合計画で設定している平成24年度までの目標値は、「主に市内で買い物をする市民の割合（「ほとんど市内で買い物をする」と「どちらかといえば市内で買い物をする」の合計）は90.0%
資料：協働とパートナーシップのまちづくりを進めるための市民実感調査（平成24年度調査）

【商業の課題】

1. 中心市街地の集客力の向上

市外へ流出している市民の消費を引き戻し、新たに市外からの来街者による消費を生み出すために、川西市中心市街地活性化基本計画に基づき、川西能勢口駅とJR川西池田駅周辺におけるにぎわいを創出することが必要です。

2. 地域の商店会の活性化

全市的に画一的な空き店舗策を実施するのではなく、商業関係者やコミュニティ関係者などが、地域ごとに現状や課題を踏まえつつ、大規模小売店舗等の協力を得ながら、地域貢献活動を通じて地域活性化などに主体的に取り組むことが必要です。

3. 地域課題の解決に向けた事業者の役割

高齢者・障がい者の生活サポートや交流の拠点など、地域課題の解決に努めることによって、地域コミュニティの一員としての役割を果たすことが必要です。

(2) 工業の現状と課題

【工業の現状】

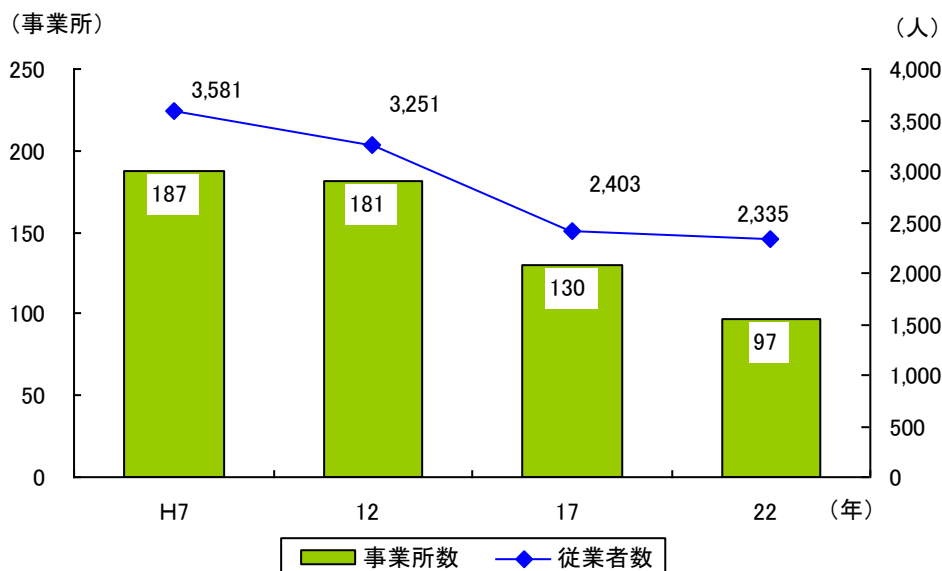
工業では、本市の特徴として、小・中規模の事業所数の割合が高く、これらの事業所の多くが長期化する景気の低迷や円高による影響などにより、資金確保が困難な状況となっているほか、工場の廃業や移転により空地となった土地での住宅開発が進み、その結果、住工混在が顕在化し操業環境の悪化を招く要因となっています。近年では、このような資金不足や操業環境の悪化により、製造業を中心とした工業全体の事業所数や従業者数が、年々減少しています。

一方では、市民の環境問題への関心が高まる中、環境対策を講じることは、社会的信用が得られるとともに、省エネルギー対策やリサイクル等に取り組むことでコストの削減効果が見込めることなどから、周辺住民の生活環境を守りつつ、環境保全との調和を図る企業が増えています。

① 事業所数及び従業者数の推移

事業所数及び従業者数の推移をみると、平成7年からともに減少しており、平成22年には、事業所数で48.1%減の97事業所、従業者数では34.8%減の2,335人となっています。

図：事業所数及び従業者数の推移

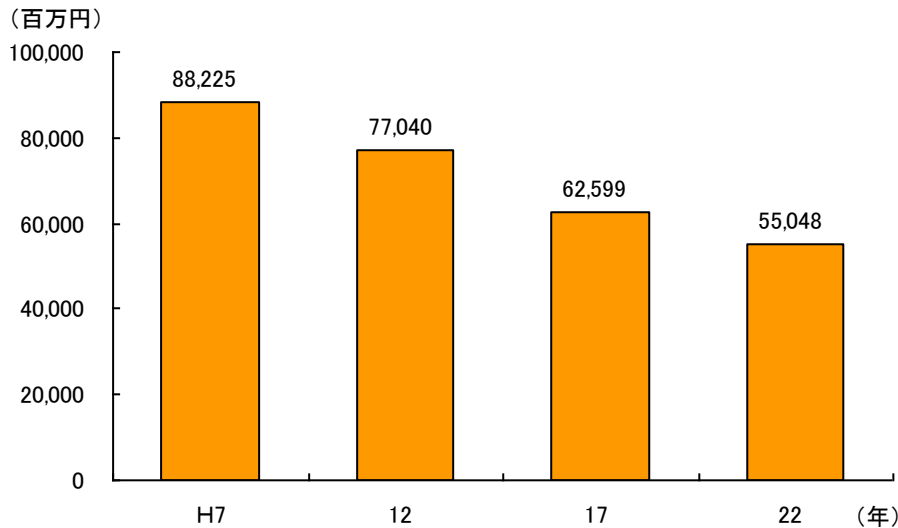


資料：工業統計調査

② 製造品出荷額等の推移

製造品出荷額等の推移をみると、平成7年から減少傾向にあり、平成22年には550億4,800万円となっています。

図：製造品出荷額等の推移

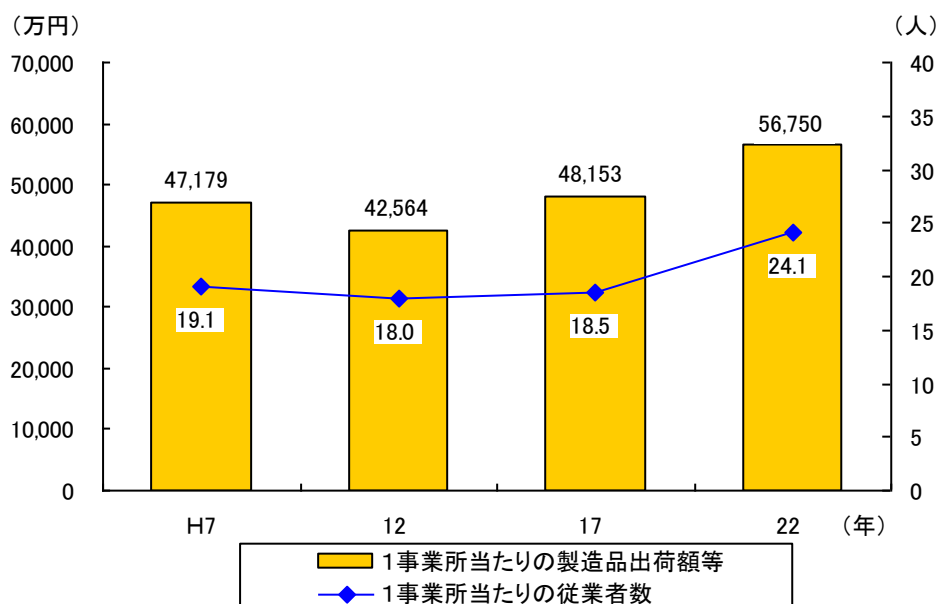


資料：工業統計調査

③ 1事業所当たりの製造品出荷額等・従業者数の推移

全体の事業所数や従業者数が減少傾向にある中、1事業所当たりの製造品出荷額等及び従業者数は、平成12年から増加傾向にあり、平成22年にはそれぞれ5億6,750万円、24.1人となっています。

図：1事業所当たりの製造品出荷額等・従業者数の推移



資料：工業統計調査

【工業の課題】

1. 中小事業者の経営安定化

一般的に中小企業は事業実績、信用力、担保力等が乏しく、資金確保が困難なため、資金調達支援策として、市の融資あっせん制度の充実など、経営基盤の安定に向けた取り組みが必要です。

2. 工業・準工業地域における操業環境の維持

工場の集積地域では、住工混在が顕著となっており、市外へ企業が転出することによって、市税収入や雇用面への影響が懸念されるため、工業・準工業地域における操業環境の維持に対する取り組みが必要です。

3. 環境へ配慮した取り組み

近年、オゾン層の破壊による地球温暖化をはじめ、省エネルギーなどの環境問題に対し、市民の関心が非常に高まっていることから、事業所の環境へ配慮した取り組みが求められています。

(3) 農業の現状と課題

【農業の現状】

本市は、阪神間という農林産物の大消費地に近接しており、南部地域では、生産緑地を中心に、立地条件を活かした「キクナ」や「ハウレンソウ」などの軟弱野菜をはじめ、「いちじく」、「桃」などが市場へと出荷されています。また、中・北部地域では、米を中心に軟弱野菜などの少量多品種の農産物のほか、切り花や切り枝、北摂栗が生産されています。このほか、最北部の黒川地区では、里山のクヌギやコナラなどの広葉樹を活用した「菊炭」や「原木シイタケ」の生産が行われています。

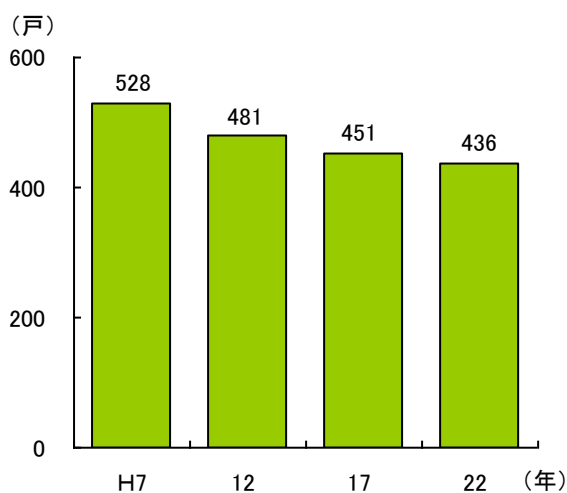
一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加や農地の転用による耕作地の減少が進んでいます。

① 総農家数の推移

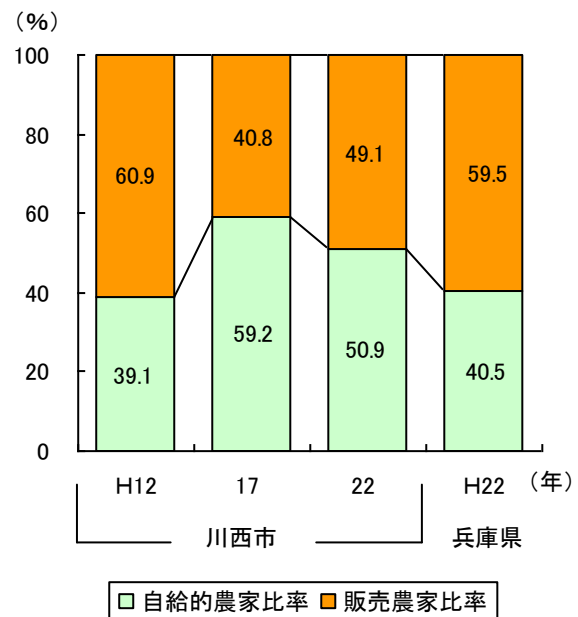
総農家数の推移をみると、平成7年から減少しており、平成22年には436戸となっています。

また、自給的農家と販売農家（※）の構成比をみると、平成12年から平成17年にかけて自給的農家比率が増加するものの、平成22年には減少に転じ、自給的農家比率は50.9%（兵庫県40.5%）、販売農家比率は49.1%（兵庫県59.5%）と二分する形となっています。

図：総農家数の推移



図：自給的農家比率と販売農家比率の推移



資料：農林業センサス

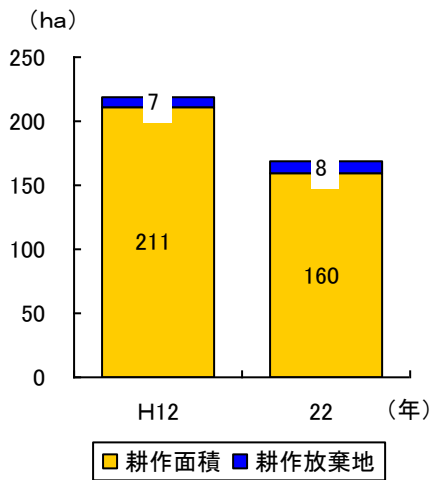
※販売農家：経営耕地面積が30アール以上、または、1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

② 総農家の経営耕地面積と耕作放棄地、販売農家の就業人数の推移

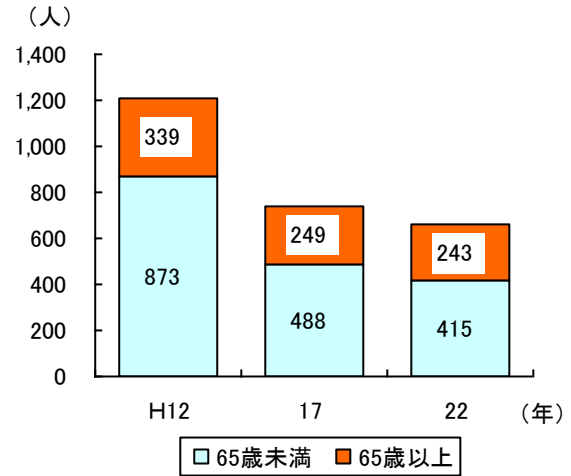
総農家の経営耕地面積は、平成12年から平成22年の10年間で、211haから160haと24.1%減少する一方で、耕作放棄地が7haから8haと増加しています。

販売農家の就業者数は、10年間で、半数近くになっており、年齢別にみると、急速に65歳未満の就業者が減少し、就業者に占める高齢者（65歳以上）の割合が増加しています。

図：総農家の経営耕地面積と耕作放棄地



図：販売農家の就業人数

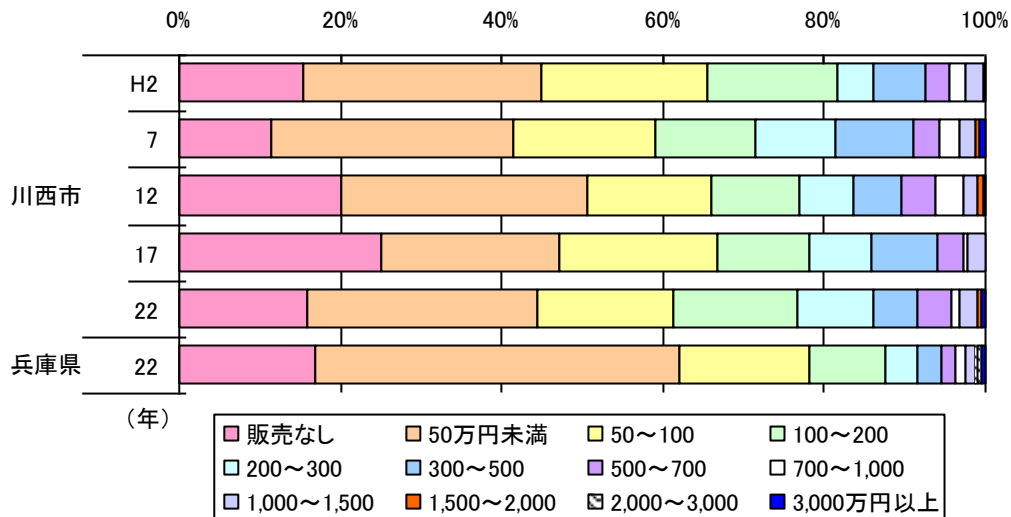


資料：農林業センサス

③ 農産物販売金額規模別農家比率の推移

農産物販売金額規模別農家比率（販売農家のみ）の推移をみると、各年を通じて、「販売なし」を含む「100万円未満」の農家が概ね6割を占めています。

図：農産物販売金額規模別農家比率（販売農家のみ）の推移



資料：農林業センサス

【農業の課題】

1. 農業の担い手育成と耕作放棄地対策の推進

- ① 農業者が効率的・安定的に経営ができるよう、新規就農者の受け入れなどを通じて、農業者を支援することにより、担い手の育成と耕作放棄地対策を推進することが必要です。
- ② ため池や農業用水路など、本市の農業を支えてきた農業用施設も年々老朽化が進んでおり、維持管理の対策が必要です。

2. 農業・商業・観光の連携による特産品の開発・商品化

- ① 農業が安定的に農産物を生産し、商業が消費者に安価で新鮮な状態で販売する仕組みづくりが必要です。
- ② 特産品は、消費者・生産者・開発者・販売の視点に加えて、地域の観光の視点も取り入れながら、農業・商業・観光の連携による開発・商品化が必要です。

3. 地産地消に根ざした安全・安心な農産物の生産と販路拡大

食の安全・安心や農業の発展の面から、地産地消は大切な取り組みとなっており、農産物直売所への集荷促進や、消費者である市民への周知を図る必要があります。

第3章 産業振興の基本方針と取り組み

第2章で示した課題を解決し、めざすべき本市の産業の姿「市民がにぎわいを支える利便性と魅力・楽しみにあふれたまち」を実現するため、次の基本方針に基づき、産業振興施策を推進します。

基本方針1

地域の特性を生かした都市型産業の構築などによる地域経済の活性化

市内の経済活動を活性化するためには、大型商業施設や工業系企業等の誘致といった従来型の産業振興策では難しい時代を迎えており、地域の特性や強みを生かした産業構造への転換が求められています。

住宅都市として発展してきた本市は、交通の結節点として、利便性が非常に高く、多くの後背人口を抱えています。消費地にも近く、都市近郊という強みがあります。

こうした特性を生かし、本市に居住し、集う人々へサービスを提供する都市型産業(※)の構築などにより、生活に関連したサービス業など、新たな産業分野・業種の創出が期待されるとともに、若者・女性・高齢者などの就労や起業につながります。

地域内での事業所数の増加や雇用の確保と、それに伴う消費の増加などによって、地域内での消費にもつながります。「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「情報」などが循環する地域内経済の確立によって、地域経済の活性化をめざします。

※都市型産業：一般的に確立された定義はないが、情報サービス業などのビジネス面でのサポートを通じてその高度化に寄与するものと、生活関連サービス業などの個人に直接働きかけて市民生活の向上をもたらすものに大別される産業構造。

基本方針2

地域貢献・社会貢献の推進による産業の振興

経済環境の変化などで、市民のライフスタイルは多様化し、産業をとりまく環境は大きく変化しています。

地域のコミュニティで重要な役割を担っていた商店等は、大規模小売店舗等の進出による経済的打撃や経営者の高齢化、後継者不足などで、廃業を余儀なくされた結果、地域の商店会等では空き店舗が増加し、地域コミュニティを支える力が弱くなっています。

工業地域等では、マンションや住宅建築が進み、住工混在の中、騒音などの問題で、操業環境が厳しくなり、農業においても、宅地化の進展、後継者不足などで農地が減少しています。

近年、地域社会では高齢者や子育て家庭への支援、環境への配慮、防災、防犯などに向けた取り組みに対するニーズが高まっています。また、企業に対しては、社会的責任を求める機運が高まっています。さらに、農地に対して、市街地の中で潤いと憩いの場としての緑地の役割や、余暇を健康的に楽しむための市民農園等のニーズが高まっています。

こうした状況の中で、産業の経済活動は、単に地域住民に対して、サービスを提供するだけにとどまらず、経済活動を通じた地域貢献や社会貢献の推進が求められています。

産業全体が、地域貢献や社会貢献を通じて、地域社会との関わりを深め、その理解と協力を得ることによって、産業の振興をめざします。

基本方針3

市民参画型のにぎわいのあるまちづくりによる

川西の新しい魅力の創出

本市の近隣他都市に、映画館などの娯楽施設を併設した大型商業施設が相次いで進出したことや、商業施設の老朽化や長時間滞在できる施設の不足等で、中心市街地の魅力は低下しており、買い物客やレジャー客は、市外域に流出している傾向が伺えます。反面、黒川地区の里山など自然環境に恵まれた北部地域や、多田神社等の史跡などを訪れる人々が増加しています。

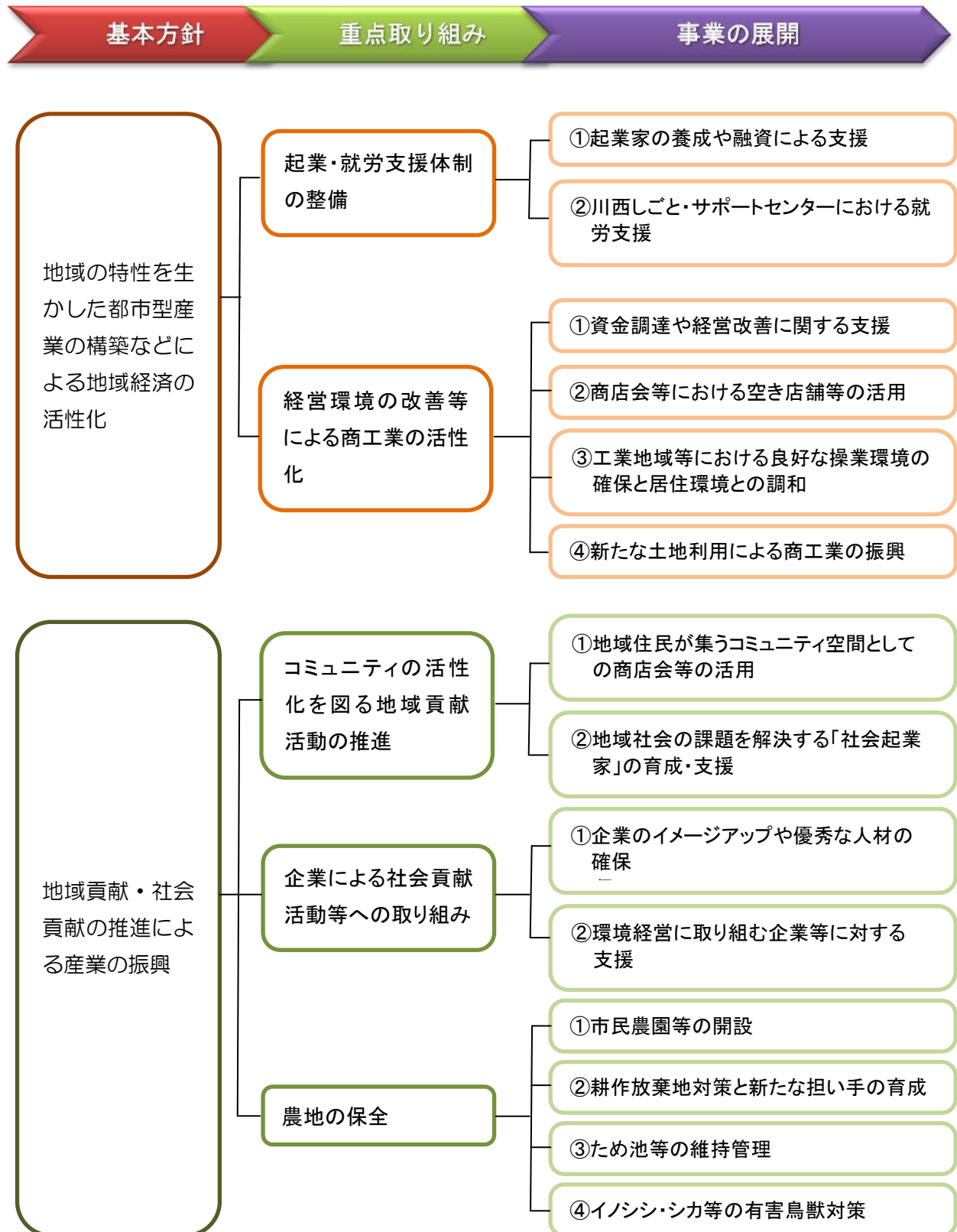
産業の振興に関しては、まず、まちに人が集まることが大切であり、特にまちの顔である中心市街地のにぎわいの創出は重要な課題です。

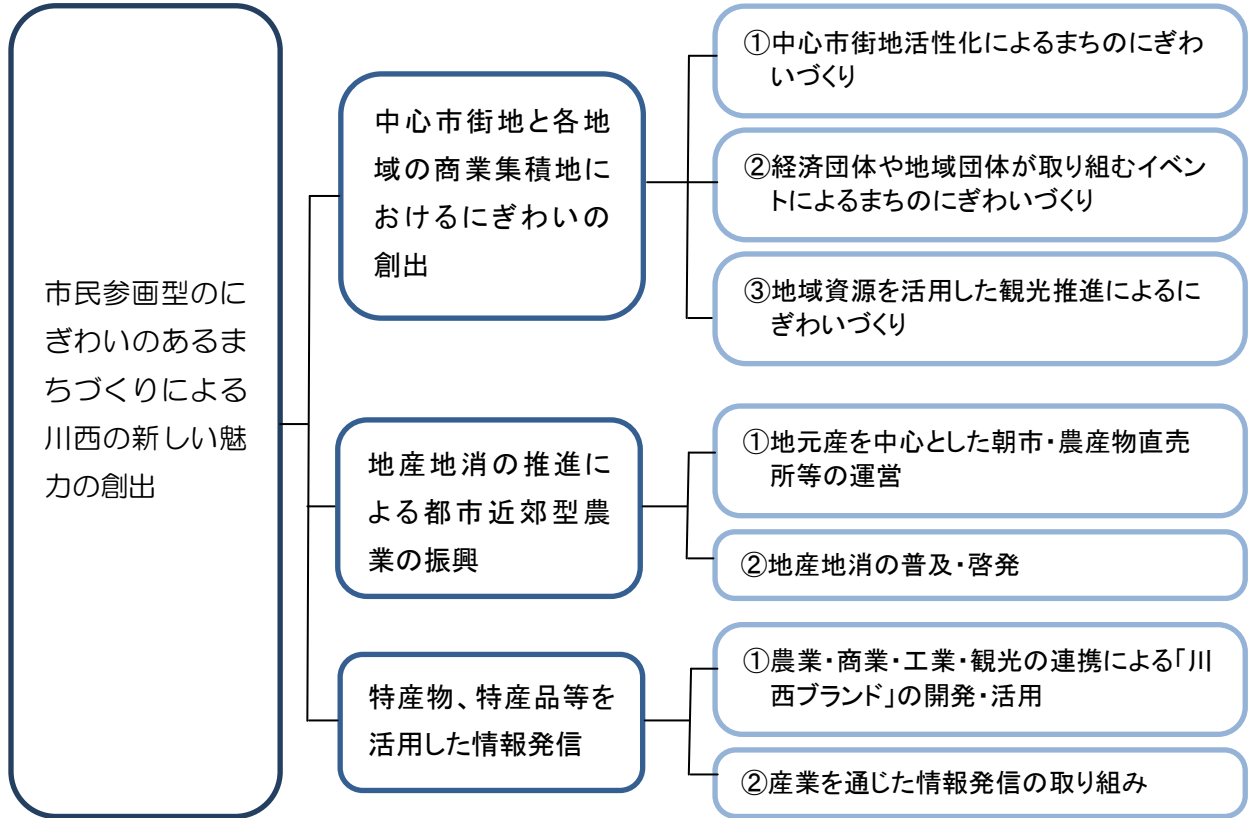
中心市街地をはじめ、各地域の商業集積地においては、イベントの開催等により商業施設・商店の魅力を高めるほか、地産地消を推進するため、特産物の即売会や朝市の開催、農産物直売所の運営などで、地域社会や商業・農業の活性化につなげていく必要があります。

また、農業・商業・工業・観光の連携による「川西ブランド」の開発に取り組むとともに、情報発信を積極的に行い、市外から訪れる人を増やすことが重要です。

こうした取り組みに加えて、実行委員会形式やボランティアといった仕組みにより広い範囲から市民の参画を促し、ともに、にぎわいのあるまちづくりを行うことによって、川西の新しい魅力の創出をめざします。

産業ビジョンの体系





基本方針1

地域の特性を生かした都市型産業の

構築などによる地域経済の活性化

1-1. 起業・就労支援体制の整備

産業の担い手である本市の生産年齢人口（15歳～64歳）が近年減少傾向にあるにもかかわらず、経済環境の悪化などにより、若者をはじめ、再就職を希望する高齢者や中高年女性の雇用環境は一段と厳しくなっている一方で、自ら起業をめざす人が各年代層で増えているといわれています。また、全国的に見て、過半数の企業が、障がい者の法定雇用率を達成できていない状況にあります。

このような中で、本市では、住宅都市としての特性を生かしたサービス業などの都市型産業の増加が見込まれることから、起業・就業をめざす人の支援や育成が必要となっています。

① 起業家の養成や融資による支援

起業をめざす人に対しては、起業家支援資金のあっせんを行うとともに、商工会のインキュベーター（※）機能を充実し、商工会の創業相談会や起業家支援セミナー等の情報を適宜提供し、支援します。

また、起業をめざす人を育成するために、チャレンジショップ「来個かわにし」の運営を支援します。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none">● 起業家支援資金制度(市内での開業をめざす人への融資あっせん)● 起業家支援関連情報の提供● チャレンジショップ「来個かわにし」の運営への支援
民間事業者	<ul style="list-style-type: none">● 起業をめざす人へのアドバイスや情報提供
関係団体	<ul style="list-style-type: none">● 商工会によるチャレンジショップ「来個かわにし」の運営● 商工会における経営指導員の指導及びインキュベーター機能の充実● 商工会での起業家支援セミナーの開催
市民	<ul style="list-style-type: none">● 起業の際の各種融資制度の利用や情報収集● チャレンジショップへの応募

※インキュベーター：「^ふか^き」の意味から転じ、起業支援を行う機関を指す。起業支援機関

② 川西しごと・サポートセンターにおける就労支援

「川西しごと・サポートセンター」において、職業紹介や就職相談を行うとともに、再就職を希望する高齢者や中高年女性に対する講座等を開催します。

また、若者サポート事業として、概ね40歳までの就労などに不安を感じている若者に対して、合同就職面接会の開催、心理カウンセリングを実施するほか、障がい者に対しても、障がい児(者)地域生活・就業支援センター等との連携を図るなど、きめ細かな就労支援を行います。

さらに、商工会と連携し、就労希望者の適性などを判断し、起業による就労も視野に入れた相談を行い、市民の働く意欲に応える体制づくりに取り組みます。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 川西しごと・サポートセンターにおける「若者サポート事業」の実施 商工会の起業家支援事業との連携 キャリアカウンセリングの実施 事業所に対する労働関係法律等の周知・啓発 障がい児(者)地域生活・就業支援センター等との連携
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 合同就職面接会への積極的な求人 求人情報の提供
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> NPO等の経験を生かした若年求職者への支援 合同就職面接会等の開催
市民	<ul style="list-style-type: none"> 川西しごと・サポートセンターの活用 若者サポート事業の活用

1-2. 経営環境の改善等による商工業の活性化

中小事業者は、厳しい経済環境の中、事業継続のために経営基盤の確立や経営革新などに取り組んでいます。こうした事業者に対して、新規の事業活動や事業継続に必要な運転資金など、事業資金の融資が、円滑に受けられることが求められており、経営の安定化等に向けた支援などが必要となっています。

また、経営者の高齢化や後継者不足などにより、事業継続ができなくなった店舗等への対策のほか、住工混在が進むにつれ、操業環境の悪化が懸念される工業地域等への対策などが求められています。

さらに、新名神高速道路インターチェンジ周辺地域や舎羅林山北側大規模開発地については、今後の土地利用の動向が、商工業の振興につながるものとして、期待されています。

① 資金調達や経営改善に関する支援

中小企業融資あっせん制度を継続するとともに、兵庫県中小企業融資制度や商工会における経営改善貸付(マル経融資)を紹介するなど、中小事業者の資金需要に応えます。

また、経営基盤の確立や経営革新のため、商工会等が実施する経営指導に関する情報提供に努めるほか、池田泉州銀行との連携協力に関する協定に基づき、地域経済の

活性化などにつながるビジネス商談会や地域振興のための方策を検討し、主に中小事業所の経営の安定化に向けた対策に取り組めます。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 市融資あっせん制度の実施 経営指導に関する情報提供 商工会が実施する経営改善事業への支援 地域勉強会等の講座の開催 池田泉州銀行との連携協定に基づく支援策の検討(★)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 融資制度利用による経営基盤の確立 商工会等の経営指導による改善 経営・経理講習会などの利用
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 商工会による経営指導 商工会各部会における振興事業の実施

※(★)印は新規・拡充事業

② 商店会等における空き店舗等の活用

商店会等の空き店舗対策については、新規出店者に対して、物件情報の提供や「ひょうご産業活性化センター」助成金の活用を勧めるなどの支援を行います。

また、(仮称)提案公募型地域活性化事業補助制度を創設し、地域貢献に係る事業をはじめ、社会的起業や空き店舗等への新たな業種の導入など、地域経済の活性化に寄与する事業に対して支援を行います。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗、空き工場の情報を新規出店者等へ提供 (仮称)提案公募型地域活性化事業補助制度の創設(★)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗を利用した新規出店
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 商工会による商店会等の取り組みへの支援 ひょうご産業活性化センターによる助成
市民	<ul style="list-style-type: none"> 新たに出店された店舗の利用

※(★)印は新規・拡充事業

③ 工業地域等における良好な操業環境の確保と居住環境との調和

住工混在が目立つ工業地域等において、市外への企業の転出を抑制するため、良好な操業環境の確保と居住環境との調和を図る施策を検討します。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 操業環境の確保に関する施策の検討(★)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 住宅開発事業者等との意見交換
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 商工会を通じて工業者との施策についての協議の場を設定
市民	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の工場への理解

※(★)印は新規・拡充事業

④ 新たな土地利用による商工業の振興

平成28年度完成予定の新名神高速道路の（仮称）川西インターチェンジへ至る川西インター石道畦野線などのアクセス道路周辺については、今後、適正な土地利用を検討します。

北部地域の地域核である山下駅周辺と国道173号につながる新名神高速道路へのアクセス道路沿道に、周辺地域で生活する住民のニーズに対応した機能などの導入をめざします。

また、舎羅林山北側大規模開発地についても、産業系の土地利用導入の可能性など、時代の要請に応じた土地利用計画の変更も視野に入れ、開発計画を適切に進められるよう協議していきます。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 新名神高速道路に係るアクセス道路沿道の適正な土地活用(★) 舎羅林山北側大規模開発地の土地利用計画変更を含めた協議(★) 地域核との連携策の検討(★)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 新名神高速道路に係るアクセス道路周辺への出店 舎羅林山北側大規模開発地の計画変更に向けた検討 新たな土地利用への対応

※(★)印は新規・拡充事業

評価指標

●基本方針1：地域の特性を生かした都市型産業の構築などによる地域経済の活性化

	指標名	基準年度	基準値	目標値(H29)	方向性	備考
1	川西しごと・サポートセンターにおける年間就職件数	H23	1,076 件	1,400 件	上昇	
2	サービス業の構成比	H21	46.8 %	50.0 %	上昇	経済センサス基礎調査
3	市内総生産額	H23	2,910 億円	2,900 億円	維持	兵庫県 (市町内 GDP 速報)

基本方針2

地域貢献・社会貢献の推進による産業の振興

2-1. コミュニティの活性化を図る地域貢献活動の推進

昼間人口の少ない本市では、地域の商店が買い物だけでなく、地域住民の交流や高齢者の安否確認、子どもの見守り、防災、防犯など、地域で助け合う「共助」に一定の役割を果たすことが期待されています。

① 地域住民が集うコミュニティ空間としての商店会等の活用

地域住民や事業者が協力し、商店会等の空き店舗等を、地域住民等の交流活動や高齢者・子育て支援などの場として活用するなど、事業者による地域貢献活動の取り組みを支援します。

主体	役割
市(行政)	・(仮称)提案公募型地域活性化事業補助制度の創設【再掲】(★)
民間事業者	・商店会等が地域交流や生活支援を図る事業を実施
関係団体	・商工会が商店会等の取り組みを支援 ・ひょうご産業活性化センターによる助成【再掲】
市民	・地域の商店会を利用しつつ、地域交流事業等を支援

※(★)印は新規・拡充事業

② 地域社会の課題を解決する「社会起業家」の育成・支援

地域貢献の新たな担い手として期待される地域の NPO 団体やボランティアとの連携、あるいは、地域社会が抱える課題に対して、ビジネス的手法でその解決に当たる社会起業家(※)の育成・支援に取り組みます。

主体	役割
市(行政)	・(仮称)提案公募型地域活性化事業補助制度の創設【再掲】(★)
民間事業者	・社会起業家をめざす人が情報収集し、関連施策を利用
関係団体	・商工会の経営指導員による指導 ・商工会における起業家支援セミナーの開催
市民	・社会的起業への理解と協力

※(★)印は新規・拡充事業

※社会起業家：社会や地域の課題に、ビジネス的手法で解決を図るために起業する人という。

2-2. 企業による社会貢献活動等への取り組み

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものであると同様に、家事や育児、近隣との付き合いなどの生活も人生には欠かせないものです。このどちらが欠けても、働く人の将来への不安や豊かさが実感できない要因となることから、これを解決する取り組みの一つとして、ワーク・ライフ・バランスが必要とされています。

また、地域社会を構成する一員として、企業においても、NPO 団体への寄付や技術支援のほか、社員のボランティア活動や環境経営の推進など、企業が行う社会貢献活動への取り組みが求められています。

こうした取り組みが、企業の社会的信用を培い、企業イメージの向上や優秀な人材の確保に繋がります。

① 企業のイメージアップや優秀な人材の確保

事業所においては、時間外労働の削減や育児休業の取得に積極的に取り組むことで、優秀な人材の確保や生産性の向上が期待されていることから、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所を積極的に PR するため、「ひょうご仕事と生活センター」の企業表彰制度を市内事業所に周知するほか、ワーク・ライフ・バランスに関する新たな企業表彰制度の創設に向けて検討を行います。

また、引き続き、川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター（パセオかわにし）において、中小企業の勤労者の福利厚生事業を実施します。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 「ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰」等の周知 新たな企業表彰制度の創設に向けた検討(☆) 中小企業の福利厚生事業に対する支援
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスへの取り組み 企業表彰制度を利用した企業のPR 勤労者の福利厚生の充実
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ひょうご仕事と生活センターによる企業表彰 川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター(パセオかわにし)による福利厚生事業の実施
市民	<ul style="list-style-type: none"> 企業等の活動への理解

※(☆)印は新規・拡充事業

② 環境経営に取り組む企業等に対する支援

環境問題への関心が高まる中、地球温暖化対策や省エネルギー対策など、環境経営に積極的に取り組む事業者を支援するため、費用面で比較的取得が容易な「エコアクション21」制度の普及・啓発に努めるとともに、その認証・登録の取り組みに対して支援します。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● エコアクション21 認証・登録の取り組みへの支援(★) ● エコアクション21の普及・啓発(★)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境経営への積極的な取り組み
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般財団法人 持続性推進機構によるエコアクション21 認証・登録制度の取り組みへの支援
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境経営など社会貢献活動に取り組む企業等への支援

※(★)印は新規・拡充事業

2-3. 農地の保全

農地は農作物を供給するだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や、延焼防止空間としての防災機能など、多面的な機能を有していることから、その保全が求められています。

しかしながら、農業者の高齢化や担い手の不足を背景に、耕作放棄地の増加や宅地化による農地の減少が進んでいるため、担い手に対する支援や耕作放棄地の増加を防ぐための仕組みづくりが必要となっています。

また、現在、矢間農園など三つの市民農園が運営されていますが、空き区画も少なく利用希望者も多いことから、市民農園の開設のニーズが高まっており、農地の保全策としても市民農園の活用が期待されています。

① 市民農園等の開設

市民農園には、農地の保全のほか健康増進や生きがいづくりなどの効果があることから、その開設が求められているため、利用者が安心して安全な農作物を栽培できる市民農園の開設や、市街化区域内農地における体験農園等の開設への支援に取り組みます。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民農園開設に向けた支援 ● 市街化区域内農地における体験農園等の開設への支援(★)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の提供や市民農園の開設と運営
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ● JA等による市民農園の開設や管理・運営
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民農園の利用

※(★)印は新規・拡充事業

② 耕作放棄地対策と新たな担い手の育成

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、現在、国の「農業経営基盤強化促進法」に基づく基本構想の策定を進めています。今後、この基本構想に基づき、税制上や融資制度の優遇などが受けられる「認定農業者制度」をはじめ、就農希望者

と農地の貸し手とをマッチングさせる「(仮称)市民ファーマー制度」や、JAが実施する農地の賃借の簡素化、利用促進のための「農地利用集積円滑化事業(※)」の導入を進めます。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園開設に向けた支援【再掲】 市街化区域内農地における体験農園等の開設への支援【再掲】(★) (仮称)市民ファーマー制度の創設(★) 認定農業者の認定(★) 農業ボランティアの育成(★) 就農希望者と農地の貸し手とのマッチング(★)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 体験農園等の運営 貸出農地の提供
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> JAによる農地の有効利用や(仮称)市民ファーマー制度等の周知・勧誘 JAによる認定農業者に対する融資や農地のあっせんなどへの支援 JAによる農地利用集積円滑化事業の導入
市民	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園や体験農園等の利用 農地保全への協力 講座やボランティア等への参加

※(★)印は新規・拡充事業

※農地利用集積円滑化事業：農地の所有者から委任・代理等の方式で農地を集めて担い手に分配し、農地の面的集積を図る事業。

③ ため池等の維持管理

農業を支えているため池や農業用水路も、水辺空間等として地域住民に親しまれています。現在、施設の老朽化が進んでいることに加え、農業者の高齢化や後継者不足により、これらの施設の維持管理が困難な状況となっています。そのまま放置すれば、水難事故や災害等の原因となる可能性もあることから、施設の維持管理を支援します。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ため池等の維持管理を支援 ため池等の必要性や安全対策の啓発
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ため池等の維持管理
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 生産組合等による地元と行政の調整
市民	<ul style="list-style-type: none"> ため池等の安全対策への協力

④ イノシシ・シカ等の有害鳥獣対策

イノシシやシカに加えて、野生化したアライグマなどによる農作物の被害が拡大しており、農業者にとっては減収や生産意欲の低下を招く要因となっています。

また、近年ではこうした有害鳥獣が住宅地等にも出没していることから、今後も、社団法人兵庫県猟友会川西支部と連携し、有害鳥獣の捕獲等を実施するとともに、市民の協力を得て、効率的に捕獲できる体制について検討を行います。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 猟友会と連携し捕獲等を実施 ● 市と市民が協働できる体制の検討(★) ● 防護柵設置への支援 ● 有害鳥獣に関する啓発や情報提供
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 駆除用オリ、ワナの管理や捕獲の協力 ● 防護柵の設置
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 猟友会が市からの依頼に基づき捕獲、処理
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● イノシシ・シカ等有害鳥獣の捕獲に際して協力

※(★)印は新規・拡充事業

評価指標

●基本方針2: 地域貢献・社会貢献の推進による産業の振興

	指標名	基準年度	基準値	目標値(H29)	方向性	備考
1	エコアクション21認証・登録制度の登録件数	H24	2 件	12 件	上昇	
2	(仮称)提案公募型地域活性化事業補助金の申請件数	H24	0 件	10 件	上昇	
3	農業ボランティアの人数	H24	0 人	50 人	上昇	

基本方針3

市民参画型のにぎわいのあるまちづくりによる

川西の新しい魅力の創出

3-1. 中心市街地と各地域の商業集積地におけるにぎわいの創出

阪急・能勢電鉄川西能勢口駅、JR川西池田駅周辺及び中央北地区を含む中心市街地では、近隣他都市への大規模小売店舗の相次ぐ進出や既存商業施設の老朽化等により、商業活力が低迷しています。特に、駅前を代表する商業施設である「アステ川西」及び「パーティ川西」が、建築後20年以上が経過し、空き床が増加していることなどから、川西都市開発株式会社や株式会社パーティ川西の経営環境は、非常に厳しい状況にあります。

また、中央北地区には、今後、集客施設を含む大型商業施設の立地が予定されていることから、駅周辺地区との差異化や連携を図ることによって、新しい来街者を獲得するなど、中心市街地全体の活性化を図ることが求められています。

さらに、地域の商店会等では、店主の高齢化や後継者不足等による空き店舗の増加などにより、来店者が減少していることから、イベントの開催などで集客を図る必要があります。こうした取り組みには、経済団体はもとより、地域住民が積極的にまちのにぎわいづくりに参画することが求められています。

① 中心市街地活性化によるまちのにぎわいづくり

中心市街地におけるまちのにぎわいづくりのため、「川西まつり」や「きんたくんバル」、「かわにし能勢口まつり」などを引き続き開催するとともに、市民等へのイベントの周知に努めます。

また、当事者だけでなく、地元コミュニティ団体などの多くの関係者を巻き込んだ事業展開が必要となっていることから、これらの人たちが、主体的にイベント等に参画できる仕組みづくりを検討します。

さらに、川西都市開発株式会社、株式会社パーティ川西は、中心市街地活性化協議会の構成員として、積極的に事業に参画し、まちのにぎわいづくりに貢献しているとともに、「アステ川西」・「パーティ川西」が商業施設として中核的な役割を担っていることから、引き続き、両会社に対し、支援を行うほか、中央北地区と駅周辺地区の回遊性を高めるなど、中心市街地全体の魅力を向上させる方策を検討します。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地活性化協議会への活動支援 ● 「川西まつり」や「きんたくんバル」などのイベント開催支援 ● イベント等に参画できる仕組みづくりの検討(★) ● 中心市街地活性化基本計画のフォローアップのための来街者調査の実施(★) ● 川西都市開発株式会社、株式会社パーティ川西への支援 ● 中央北地区と駅周辺地区の回遊導線の検討(★)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントへの参画
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 「川西まつり」、「きんたくんバル」のイベントの開催
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントへの参加、協力

※(★)印は新規・拡充事業

② 経済団体や地域団体が取り組むイベントによるまちのにぎわいづくり

中心市街地以外の商業集積地において、各商店会等が実施している「多田まつり」、「東谷ズム」、「大和夢ナリエ」などのイベント等に対して、補助金を交付するなど、まちのにぎわいづくりを支援します。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント等の開催への支援
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントの企画・運営
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工会やコミュニティ団体によるイベントへの支援
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントへの参加、協力

③ 地域資源を活用した観光推進によるにぎわいづくり

地域のにぎわいを創出するためには、市民の参画はもとより、市外からの来訪者を増やすことが重要です。本市には、清和源氏発祥の地である多田神社をはじめ、満願寺や頼光寺といった史跡や、黒川の自然豊かな里山、ダリヤ園など、観光資源として魅力的なものが数多くあります。

これまでも、源氏まつりや猪名川花火大会等のイベントの開催、市内の観光マップの作成、ハイキングコースの道標整備に加え、阪神北地域ツーリズムやいーな里山ネット、北摂里山博物館構想等の広域観光の推進などによって、来訪者の誘致に努めてきたところです。今後とも、こうした観光資源を活用して、さらに市外からの来訪者を増やすことが必要になっています。

とりわけ、平成28年度完成予定の新名神高速道路は、市内にインターチェンジを有し、来訪者を呼び込むきっかけになることが期待されることから、農産物直売所の充実や豊かな自然を生かした観光農園の開設、おみやげの購入や飲食店の利用など、市内で消費を促す仕組みづくりを検討します。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 観光資源、イベント等のPR 阪神北ツーリズムなど広域連携の取り組み 観光農園開設への支援(☆)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 観光資源を活用したイベント等の実施 来訪者への販売促進活動 観光農園の開設 農産物直売所の充実
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 観光に関連したイベントの開催
市民	<ul style="list-style-type: none"> 観光地やイベント等への参加、協力 他地域への川西市のPR

3-2. 地産地消の推進による都市近郊型農業の振興

近年、安全で安心な食に対する関心が高まる中、通信販売による無農薬野菜の販売や、地元野菜などを販売する近隣市町の「道の駅」が盛況を見せる一方で、市内の即売会や農産物直売所等への来場者数や販売額が減少傾向にあることから、直売所等における農産物の充実や安全性のPRに努めることが必要です。

① 地元産を中心とした朝市・農産物直売所等の運営

地産地消を推進するため、地元産の野菜をはじめ、いちじく農家の女性グループがつくるジャム等の加工品や黒川地区で採れた原木シイタケなどを販売する「水曜朝市」の開催、「川西南部直売所」や「黒川ファーム」など地元産の野菜を販売する農産物直売所の運営、「いちじく」、「もも」、「北摂栗」などの特産物の即売会の開催などの支援に引き続き取り組みます。

また、農産物直売所の開設に向け、既存の直売所等との整合を図りつつ、その実施場所、実施主体、実施形態等について、検討を進めます。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 水曜朝市・農産物直売所への支援 「いちじく」、「もも」、「北摂栗」等の即売会の開催 農産物直売所の開設に向けた検討
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 安全な農産物の提供
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 青年営農クラブによる水曜朝市の開催 JAなどによる農産物直売所の運営 農業振興研究会や営農研究会による即売会の開催
市民	<ul style="list-style-type: none"> 水曜朝市や農産物直売所などの利用 家庭や地域における地元産の消費

② 地産地消の普及・啓発

各種広報媒体を用いて、水曜朝市や農産物直売所、特産物の即売会などを市内外へPRするほか、都市近郊型農業について理解を深めるための講座を開催します。また、この講座の受講者などによる「都市農業サポーター」制度を創設し、特産物のPRや即売会への参加、農業体験等を通じて、農業への理解を促進します。

また、消費者団体等の協力を得て、生産者と消費者の交流の場を設け、新たな農産物のニーズの把握や調理方法などの検討を行うなど、地産地消の普及・啓発に努めます。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地産地消の普及・啓発 ● 農産物直売所等への支援 ● 都市農業サポーター制度の創設(★)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な農作物の提供
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ● JA等による生産者と消費者の交流の場の設定 ● 消費者団体等による普及・啓発
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市農業サポーターや講座等への参加

※(★)印は新規・拡充事業

3-3. 特産物、特産品等を活用した情報発信

まちのにぎわいを創出するためには、市民がまちに愛着をもち、その主体となることが大切ですが、市外から多くの人に訪れてもらうことも重要な視点となっています。

これまで、特産物である「いちじく」を活用して特産品の開発に取り組み、JA兵庫六甲が「いちじくワイン」、商工会がいちじくの葉を使用した「いちじく茶」、菓子工業組合が「いちじくスイーツ」などを商品化しました。

また、食の専門学科を持つ大阪青山大学と官学協働で開発した「川西コロッケ」や「いちじくカレー」といった新たな商品も好評を得ています。

特産物である「いちじく」、「もも」、「北摂栗」などのPRをはじめ、こうした特産物を活用した特産品などを開発し、広く市内外に情報発信していく必要があります。

① 農業・商業・工業・観光の連携による「川西ブランド」の開発・活用

特産物を活用した商品開発には、商業と農業の連携はもとより、工業がお菓子の金型をつくり、商業が製造販売するなど工業と商業の連携、あるいは、里山などの観光資源を活用して農産物をPRするなど農業と観光の連携等、農業・商業・工業・観光がそれぞれの強みを生かして連携することで、新たな商品を開発し、こうした商品を「川西ブランド」へ育てていきます。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 観光イベント等を活用したPR きんたくんを活用した商品開発への支援 都市農業サポーター制度の創設【再掲】(★) 「川西ブランド」開発等への支援
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 「川西ブランド」の企画・開発・販売・PR
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 商工会やJAによる川西ブランドの企画・開発への支援
市民	<ul style="list-style-type: none"> 川西ブランドへの理解と支援 都市農業サポーター制度への参加

※(★)印は新規・拡充事業

② 産業を通じた情報発信の取り組み

工業系の事業所では、宇宙ステーション「きぼう」に空調機器を納品するなど、市内には高い技術を有した企業もあることから、優れた技術を持った事業所を広くPRしていきます。

また、特産物や特産品に加え、工業製品も含め、本市で開発された特色ある商品等を、兵庫県（県物産協会）が実施する「五つ星 ひょうご(※)」へ推薦するなど、「川西ブランド」として情報発信するしくみを検討していきます。

主体	役割
市(行政)	<ul style="list-style-type: none"> 特産品を販売する「来個かわにし」への支援 県が実施する「五つ星 ひょうご」への推薦(★) 産業活動を通じて川西市をPRする事業者に対する支援策の検討(★)
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> 特産品や特色ある工業製品等の製造・販売・PR
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 商工会やJAによる特産物・特産品のPR
市民	<ul style="list-style-type: none"> 市内の特産品等に対する理解と支援

※(★)印は新規・拡充事業

※五つ星 ひょうご：公益財団法人 兵庫県物産協会における特産品振興策として、平成24年度より開始された事業。県内の各地域の優れた産品を統一ブランド名のもとに選定し、PRするとともに、同協会及び民間販売会社を通じて販売を行います。

評価指標

●基本方針3：市民参画型のにぎわいのあるまちづくりによる川西の新しい魅力の創出

	指標名	基準年度	基準値	目標値(H29)	方向性	備考
1	イベントの参加人数	H24	4,200 名	5,000 名	上昇	即売会、バルなど
2	市内で買い物をする人の比率	H24	88.3 %	90.0 %	上昇	市民実感調査
3	都市農業サポーターの登録人数	H24	0 人	100 人	上昇	

第4章 産業ビジョンの推進

1. 推進体制

産業ビジョンに掲げた取り組みを推進するためには、産業振興のための共通認識のもと、市（行政）や商工会、JA、事業者、商店会等の関係団体はもちろんのこと、市民等と協力しながら、一体となって進めていく必要があります。

そのため、それぞれの主体がその役割を果たしながら、相互に連携を図る体制を整えます。

【市（行政）の役割】

- 市は、市域の特性を踏まえ、産業施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 市は、産業施策を推進するために、必要な予算上の措置を講ずる。
- 市は、産業施策の推進にあたり、国、兵庫県、関係自治体、大学、その他の機関・団体との連携及び協力を努める。

【民間事業者の役割】

- 市内の事業者は、自らの事業の発展及び経営基盤の強化に努める。
- 市内の事業者は、地域の働く場として雇用の創出や継続に努める。
- 市内の事業者は、市が行う産業施策及び経済団体が実施する産業の発展のための活動に協力するよう努める。
- 市内の事業者は、産業の振興のための活動を通じて、地域社会に貢献するよう努める。

【関係団体の役割】

- 経済団体等は、事業者の自助努力及び経営基盤の強化等の取り組みを支援する活動を行う。
- 経済団体等は、産業の振興のための活動を通じて、地域社会に貢献するよう努める。
- 経済団体等は、当該団体への加入を促進するよう努める。

【市民の役割】

- 市民は、産業の活性化が市民生活の向上につながることを理解し、産業の振興に協力するよう努める。
- 市民は、産業の振興のためのイベント等に積極的に参加し、まちのにぎわいに寄与するよう努める。
- 市民は、事業者等と協力し、まちのにぎわいの主体となるよう努める。

2. 取り組みの進行管理

本産業ビジョンの着実な推進に向けて、市（行政）はもとより、民間事業者、関係団体、市民等が、その役割を果たしながら、それぞれの取り組みを進めるとともに、その進行状況を管理するため、評価指標などによって取り組みの状況や成果などの把握に努めます。

そして、これらの結果を「産業ビジョン推進委員会」に報告し、協議することなどによって、取り組みの改善に役立てていきます。

資料編

1. 川西市産業ビジョン推進委員会規則

川西市産業ビジョン推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市産業ビジョン推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、川西市産業ビジョンの計画的な推進を図るための重要事項について調査審議するとともに、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、委員及び部会員18人以内で組織する。

(委員長及び委員の任免)

第4条 委員長及び委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体の代表
- (3) 市内の商業者の代表
- (4) 市内の工業者の代表
- (5) 市内の農業者の代表
- (6) 市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員7人以内で組織し、市長が委嘱する。

3 部会長は、委員長をもって充てる。

4 部会員の任期は、1年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を推進委員会に報告する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会について準用する。

(資料の提出等の要求)

第9条 推進委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、市民生活部地域活性室商工農林労政課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、推進委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年6月27日から施行する。

(川西市産業ビジョン策定協議会規則の廃止)

2 川西市産業ビジョン策定協議会規則(平成13年川西市規則第46号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 この規則の施行の日以後、最初に開かれる推進委員会は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成23年3月31日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2. 川西市産業ビジョン推進委員会会議公開制度運用要綱

川西市産業ビジョン推進委員会会議公開制度運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市産業ビジョン推進委員会（部会を含む以下「委員会」という。）の会議公開制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議公開)

第2条 会議公開は、委員会の設置状況の公開、会議の開催日時等の公開、会議の傍聴、会議録の公開等により行うものとする。

2 前項に掲げる会議公開は、委員会の自主的な情報提供として実施するものである。

(委員会設置状況の公開)

第3条 市民生活部地域活性室商工農林労政課（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を記載した審議会等設置状況（様式第1号）を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 設置の根拠
- (4) 設置年月日
- (5) 担当事務
- (6) 委員数
- (7) 委員の任期
- (8) 委員の構成（選出基準）
- (9) 諮問答申事項等
- (10) 部会等の名称及び役割
- (11) 委員名簿

2 前項第11号の委員名簿は、役職等、氏名、選出基準を記載するものとする。

(会議の開催日時等の公開)

第4条 会議の開催日時等は、事前に公開するものとする。

2 前項の公開は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第2号）を事務局の窓口、市政情報コーナー等、で閲覧の用に供するとともに、事務局及び市政情

報コーナーへの電話照会に答えることにより行うものとする。

- (1) 会議名（審議会等名）
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 会議次第
- (4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあってはその理由
- (5) 傍聴定員（予定）
- (6) 事務局（担当課）

3 事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の川西市広報紙への掲載を市長に依頼することができる。

4 傍聴の可否については会長が事務局と事前に協議して決定する。

5 会議開催のお知らせは、会議の開催日の概ね1週間前までに事務局及び市政情報コーナー等で掲示し、閲覧の用に供するよう努めるものとする。また、内容に変更があったときも同様とする。

（会議の傍聴をすることができる者）

第5条 何人も会議の傍聴をすることができる。

（会議の傍聴）

第6条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の議題が、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないものとする。

3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 傍聴の受付は、会場で会議開催の概ね30分前から先着順に行う。ただし、受付開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。

5 委員会の会議公開に係る傍聴要領は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。

6 会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第を配布するものとする。

7 その他、会議の傍聴に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(会議録の公開等)

第7条 事務局は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第3号）を作成するものとする。

- (1) 会議名（審議会等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時及び開催場所
- (4) 出席者
- (5) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあってはその理由
- (6) 傍聴者数
- (7) 会議次第及び会議結果
- (8) 審議経過（主な発言要旨等）

2 前項の規定により作成した会議録は、会議録に係る会議の開催日以後1箇月以内に会長の承認を得るものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

3 前項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報コーナーにおいて、公開を行うものとする。

4 川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第1項第8号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。

5 会議録の公開は、情報提供として、第1項の会議録を閲覧に供することにより行うものとする。

6 事務局は必要と認めるときは、会議結果の川西市広報紙への掲載を市長に依頼する等、会議結果の公表に努めるものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

3. 川西市産業ビジョン推進委員会会議公開に係る傍聴要領

川西市産業ビジョン推進委員会会議公開に係る傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川西市産業ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）の会議公開に係る傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人名簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、係員の指示に従い傍聴席につかなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、委員会における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員会の会長はこれを制止し、その命令にした従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成15年6月27日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

4. 川西市産業ビジョン推進委員会 委員名簿

	分野	選出団体	氏名	備考
1	学識経験者	関西大学	佐々木 保幸	会長
2	学識経験者(商業)	民間企業	川口 星美	副会長
3	商業	商工会	上野 和信	
4	工業	商工会	深田 政宏 平野 寛	~H24.9.30 H24.10.1~
5	工業	商工会	大智 靖志	
6	農業	営農研究会	西田 佐智夫	
7	農業	農業振興研究会	福本 昭夫	
8	市民	コミュニティ協議会連合会	藪内 玲子	
9	市民	生活学校連合会	木原 恵美子	

5. 川西市産業ビジョン推進委員会 開催経過

回	月日	協議事項
第1回	平成24年5月29日	・川西市産業ビジョン策定
第2回	平成24年7月26日	・課題整理のためのヒアリング結果 ・産業振興に向けた取り組み ・産業ビジョン重点施策
第3回	平成24年9月25日	・川西市産業ビジョン(素案)
第4回	平成24年10月25日	・川西市産業ビジョン(素案)
第5回	平成24年11月15日	・川西市産業ビジョン(素案)
第6回	平成25年3月22日	・川西市産業ビジョン ・今後の取り組み方針

6. 川西市産業ビジョン策定に係る意見聴取

【川西市商工会】

月 日	部会名	内 容
平成 24 年 6 月 14 日	サービス部会	業種別の現状と課題
平成 24 年 6 月 15 日	建設部会	業種別の現状と課題
平成 24 年 6 月 19 日	工業部会	業種別の現状と課題
平成 24 年 7 月 6 日	商業部会	業種別の現状と課題

【川西市農業委員会】

月 日	団体名	内 容
平成 24 年 6 月 20 日	農業委員会	農業の現状と課題

【川西市議会】

月 日	会議名	内 容
平成 24 年 12 月 11 日	議員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 川西市産業ビジョン（案） 意見募集要領
平成 25 年 1 月 22 日	議員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 川西市産業ビジョン（案）
平成 25 年 2 月 13 日	議員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 意見提出手続結果 市民意見・市議会意見と市の検討結果

【パブリックコメント(意見提出手続)】

期 間	内 容	公 表
平成 24 年 12 月 13 日～ 平成 25 年 1 月 11 日	川西市産業ビジョン（案） に対する意見募集	市ホームページ、担当窓口、市政情報コーナー、各公民館・行政センター、中央図書館、パレットかわにし
平成 25 年 3 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 29 日	意見提出手続結果の公表	

川西市産業ビジョン

2013年（平成25年）3月

発行：川西市 市民生活部 地域活性室 商工農林労政課

〒666-8501 川西市中央町12番1号 市役所3階

電話：072-740-1162 ファクス：072-740-1332
